

阿久比町

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

(計画期間：令和3年度～令和5年度)



令和3年3月
阿久比町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	1
2 障害者総合支援法に関連する最近の動向.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5

第2章 障がいのある人たちの状況

1 人口の推移.....	9
2 障がい種別の状況.....	10
3 サービスの状況.....	17
4 アンケート調査と結果.....	19

第3章 計画に関する成果目標等

1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績.....	35
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標.....	41
3 障害福祉サービスの見込量と見込量確保の方策.....	47
4 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策.....	53
5 その他の事業の見込量と見込量確保の方策.....	56
6 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策.....	58

第4章 計画の推進に向けて

1 庁内連携体制の強化.....	69
2 自立支援協議会の活用.....	69
3 国や県等の関係機関との連携.....	69
4 計画の進捗状況の点検・評価体制.....	69

資 料 編

1 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱.....	73
2 阿久比町障害者計画策定委員会委員名簿.....	75

表紙の絵の紹介

2020年度 あいちアール・ブリュット展出品

「くじゃく」^{いわほり}岩堀 ^{さとみ}里美さん

※SDGsとは…

表紙の右上のロゴは、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)が掲げる 17 の目標のうち、本計画と関連が深いテーマを表示したものです。

SDGsは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っており、我が国も積極的に取組んでいます。

【計画の対象者と用語の使い方】

この計画では総称としての「障害者」を「障がいのある人」、「障害児」を「障がいのある子ども」という表現で統一しています。ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害者」となっている場合、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記します。

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

第1章

障がいのある人への施策は、その生活全般に及ぶ幅広いものであり、障がいの種類や程度、生活状況によって多種多様であり、障がいの重複化、障がいのある人の高齢化やライフスタイルの変化等によって新たなニーズも生まれます。これらの多様なニーズに的確に対応し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、様々な障がい者施策を推進してきました。

障がい者の地域生活を支援するために、様々な法制度などが整えられ、新たなサービスの創設や、障がい児支援施策の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。今後も障害福祉サービスのニーズが高まると予想され、これまで以上に幅広く、一人ひとりの状態や置かれている環境に合わせて、より柔軟に対応していく必要があり、そのためには、現状やニーズを正しく把握し、適切なサービスの必要量を見込み、それに対応できる障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備しておくことが重要になります。

そこで本町は、障がいのある人をめぐる動向や法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、各施策の進捗状況を点検・評価し、関係する指針や調査結果を踏まえ、「阿久比町障害者計画」で定めた『共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい』の基本理念のもと、今後3年間のサービスの必要量を見込み、適切なサービス量を確保することを目的とし、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(3か年)」を策定します。

「阿久比町障害者計画」基本理念

共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい



障害福祉計画について

第1章

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、次の3点が挙げられています。

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する3か年の実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

障害児福祉計画について

児童福祉法において、市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、次の2点が挙げられています。

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができます。



2 障害者総合支援法に関連する最近の動向

第1章

最近の施策の主な動き

年	国の主な流れ	内容
H15 (2003)	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
H18 (2006)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者自立支援法に基づくサービス提供主体を市町村に一元化などの移行開始、利用者負担を応益負担へ変更
	教育基本法の改正 (平成18年12月22日施行)	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
H19 (2007)	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約(障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約)の批准に向けた取組みを開始
H23 (2011)	改正障害者基本法 (平成23年8月5日施行)	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容などを大幅に見直し
H24 (2012)	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正 (平成24年4月1日施行)	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法 (平成24年10月1日施行)	障害者に対する虐待の禁止や国などの責務、養護者に対する支援に関する施策などを規定
H25 (2013)	障害者優先調達推進法 (平成25年4月1日施行)	国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に調達することを規定
	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	障害福祉サービスの充実など日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大を推進
H26 (2014)	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みと人権尊重の国際協力を一層推進
H28 (2016)	障害者雇用促進法の改正 (平成28年4月1日施行)	雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定
	障害者差別解消法 (平成28年4月1日施行)	障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
	成年後見制度利用促進法 (平成28年5月1日施行)	成年後見制度利用促進委員会の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成28年8月1日施行)	発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30 (2018)	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成30年4月1日施行)	自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
	障がい者文化芸術活動推進法 (平成30年6月13日施行)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定
R1 (2019)	読書バリアフリー法 (令和元年6月28日施行)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための、国等の責務や基本的施策について規定
R2 (2020)	障害者雇用促進法の改正 (令和2年4月1日施行)	事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度の創設

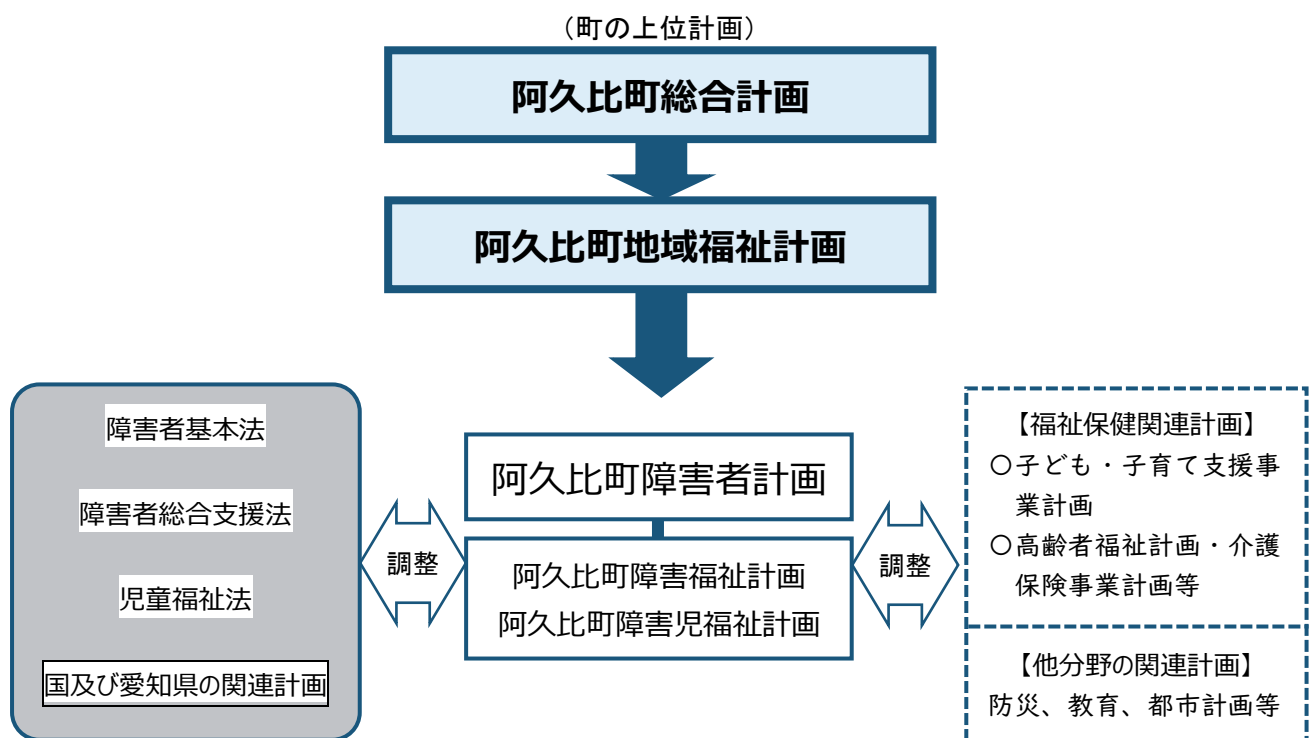
3 計画の位置づけ

第1章

本計画は、国及び愛知県の計画との整合性を図りながら、「阿久比町総合計画」及びその障害者福祉分野計画である「障害者計画」との整合性を考慮し、策定するものです。

法的な位置づけとしては、第6期障害福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の確保に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

第2期障害児福祉計画は、「児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児通所支援等の確保に関する市町村障害児福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。



4 計画の期間

本計画は、3年を1期とした計画で、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
阿久比町障害福祉計画	第 5 期			第 6 期		
阿久比町障害児福祉計画	第 1 期			第 2 期		
阿久比町障害者計画	障害者計画					

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

（１）阿久比町障害者計画策定委員会の設置・開催

阿久比町障害者計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がいのある人たちをはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映させるべく、障がい者団体・支援団体・住民代表・福祉関係者及び学識経験者等の委員で構成する「障害者計画策定委員会」を設置し、様々なニーズを参考に協議を重ねて、本計画を策定しました。

（２）アンケート調査の実施

障がいのある人たちの生活ニーズに基づいた計画を策定するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を所持している方を対象とし、令和2年8月にアンケート調査を実施しました。



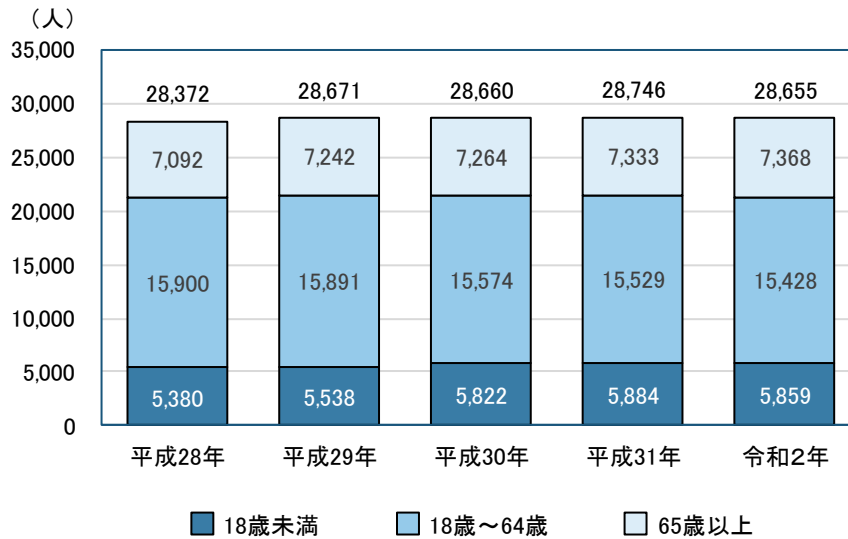
第2章 障がいのある人たちの状況



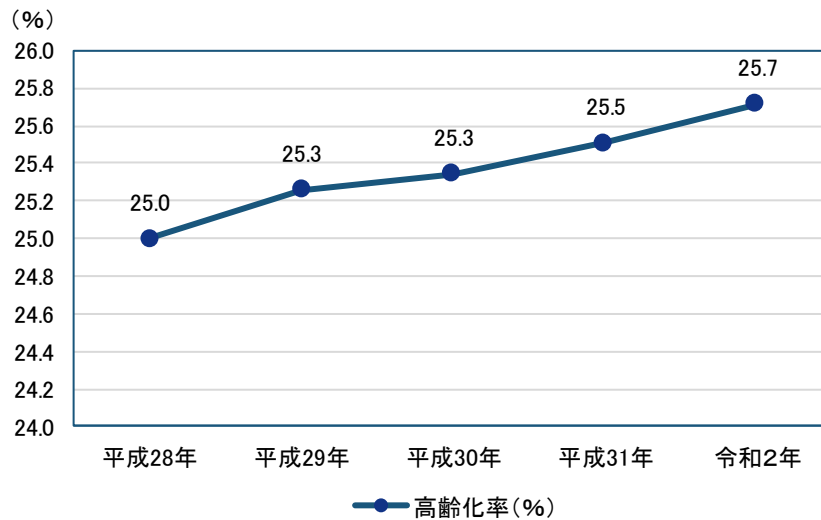
1 人口の推移

本町の人口は、横ばいの状態にあり、令和2年4月1日現在では、28,655 人となっています。年齢3区分別でみると、18歳未満は平成31年まで増加傾向、18～64歳は平成28年以降減少傾向、65歳以上は年々増加傾向にあり、令和2年の高齢化率は25.7%となっています。

図表 1 年齢区分別人口の推移



図表 2 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

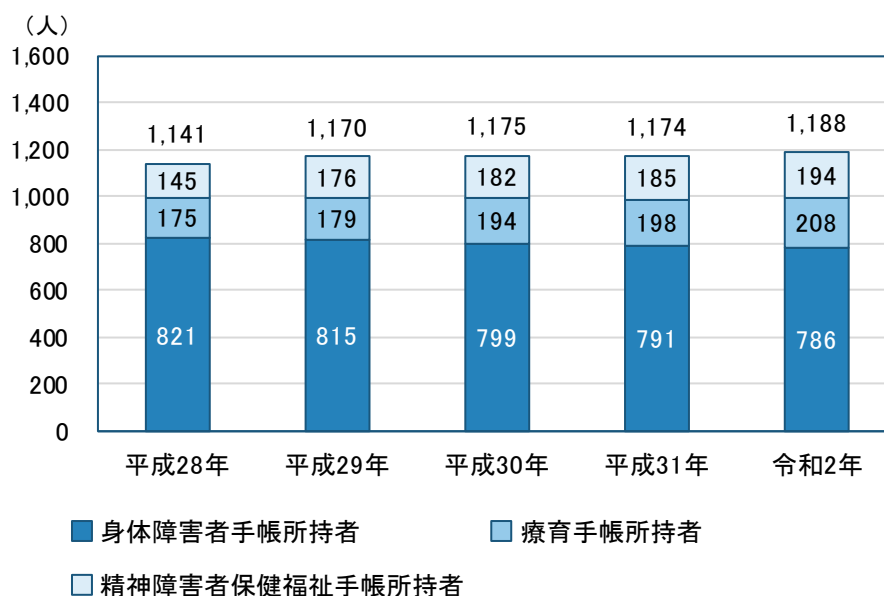
2 障がい種別の状況

(1) 障がいのある人全体の状況

障がいのある人全体の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、手帳所持者全体では令和2年に1,188人となっています。

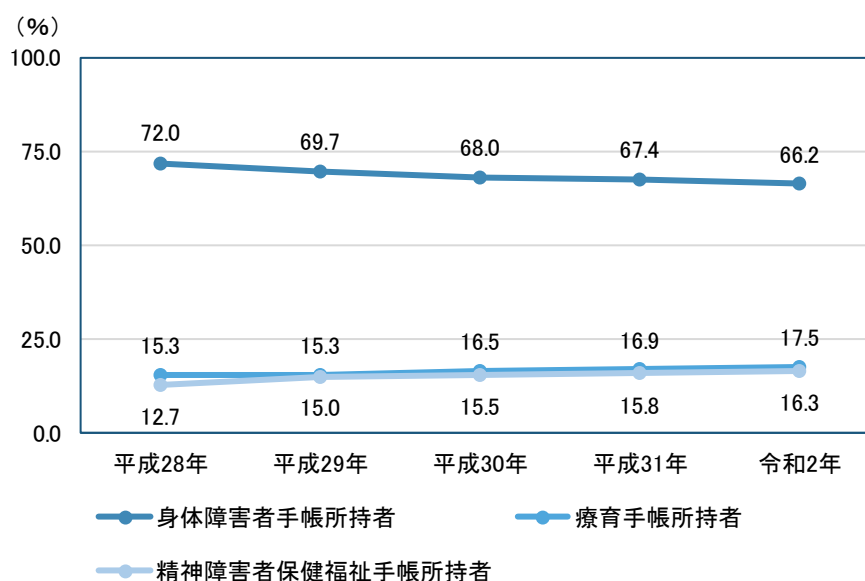
令和2年現在の各種手帳所持者の割合を平成28年と比較してみると、身体障害者手帳所持者では5.8ポイント減、療育手帳所持者では2.2ポイント増、精神障害者保健福祉手帳所持者では3.6ポイント増となっています。

図表 3 手帳別所持者数



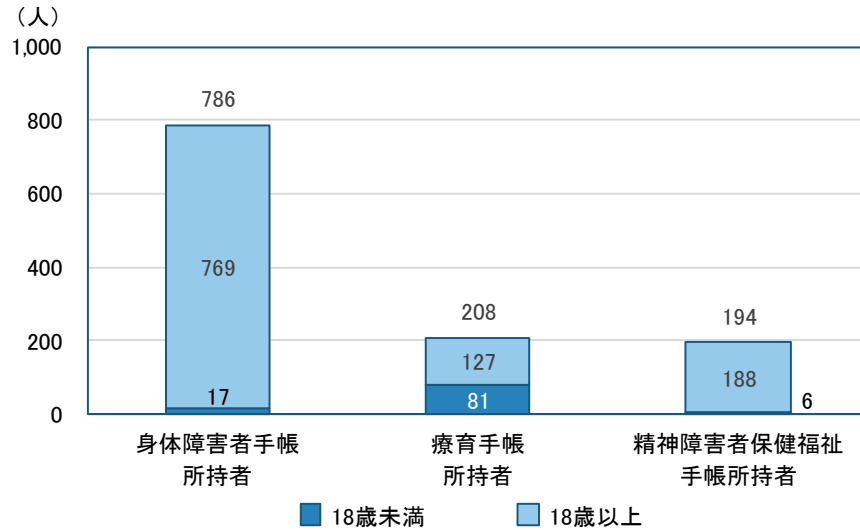
資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 4 手帳別所持者の割合の推移



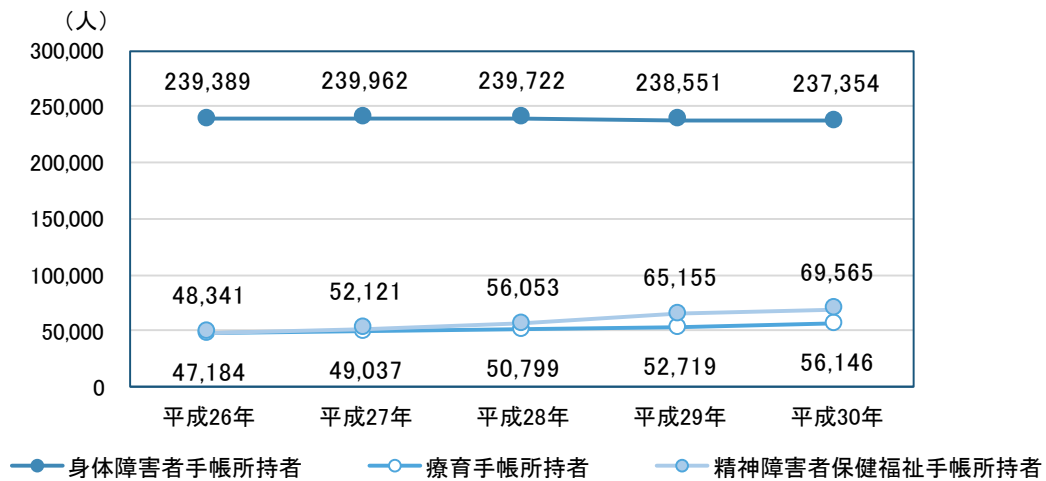
資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 5 年齢区分別手帳所持者数



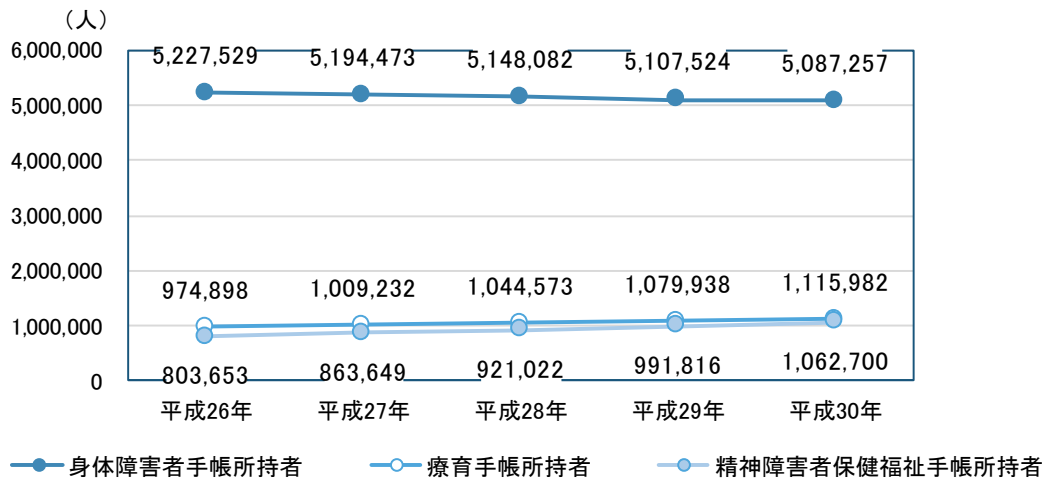
資料：住民福祉課（令和2年4月1日時点）

図表 6 愛知県の障害者手帳所持者数の推移



出典：令和元年度愛知県統計年鑑

図表 7 国の障害者手帳所持者数の推移



出典：平成30年度福祉行政報告例・平成30年度衛生行政報告例

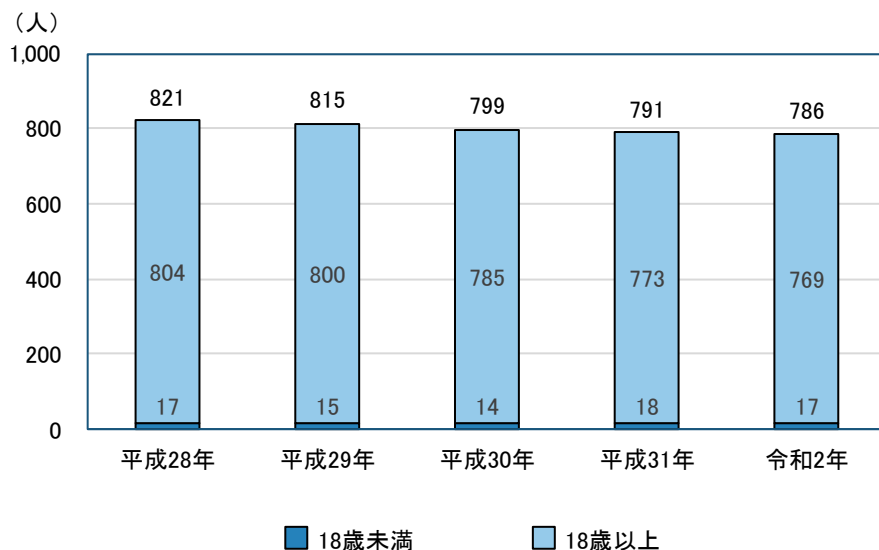
（２）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数を年齢階層別の推移でみると、18 歳以上は平成 28 年以降減少傾向となっています。一方、18 歳未満は平成 30 年まで減少傾向にあり、その後微増となっています。

等級別の推移をみると、「2 級」でやや増加していますが、その他は横ばい、もしくは減少しています。

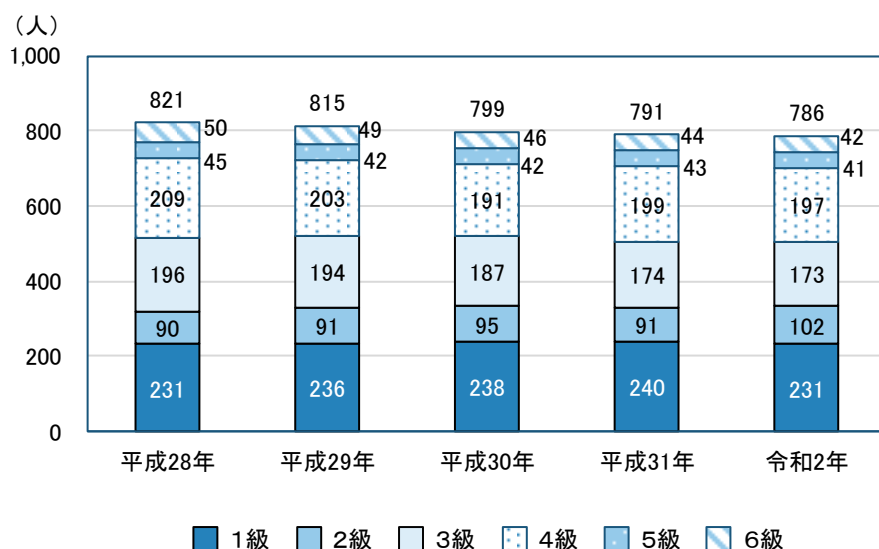
第 2 章

図表 8 身体障害者手帳所持者の年齢層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

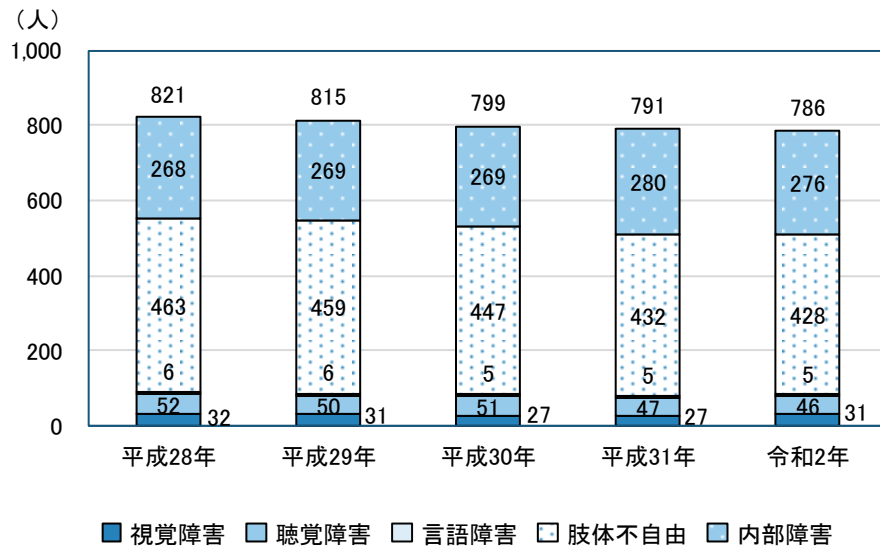
図表 9 身体障害者手帳所持者の等級別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

部位別の推移をみると「内部障害」がやや増加していますが、その他は横ばい、もしくはやや減少しています。

図表 10 身体障害者手帳所持者障害部位別の推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。

信号機や国際点字郵便物・書籍等で身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がいのある人の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

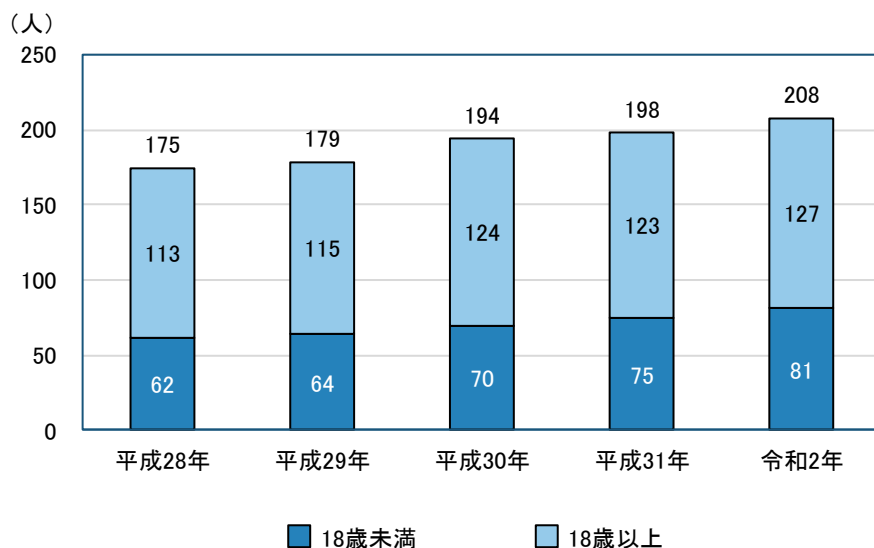
（３）知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数を年齢階層別の推移で見ると、18 歳未満・18 歳以上ともに増加しています。

判定別の推移では、「A 判定」が最も多く、次いで「C 判定」、「B 判定」となっています。

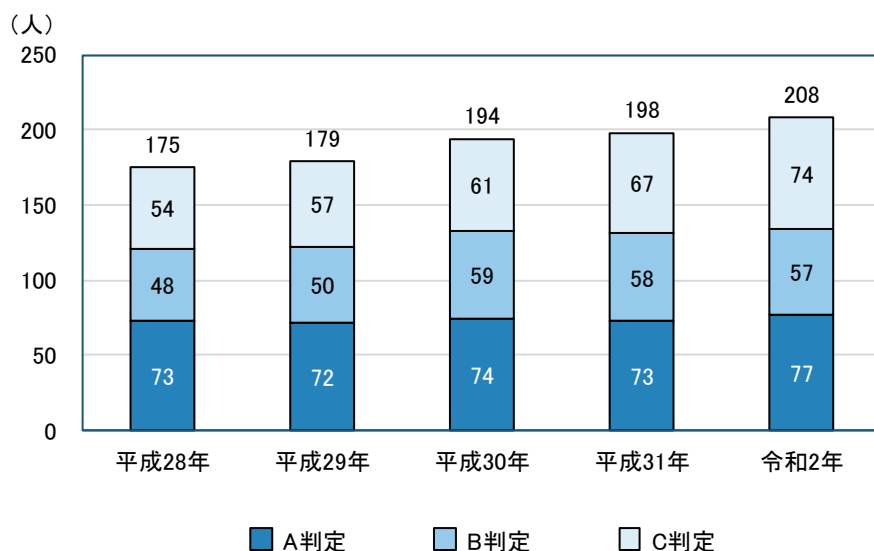
第 2 章

図表 11 療育手帳所持者数の年齢階層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 12 療育手帳所持者判定別の推移



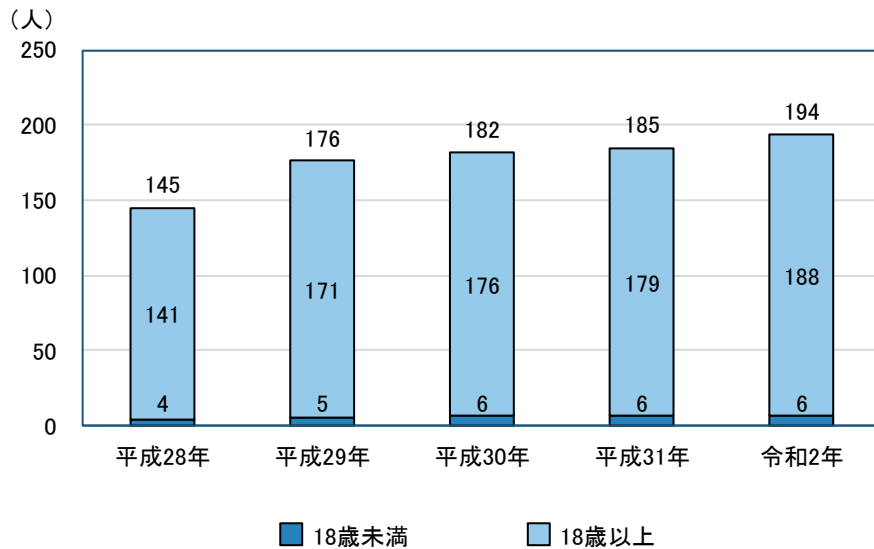
資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

（４）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢階層別の推移でみると、18 歳以上で増加しています。

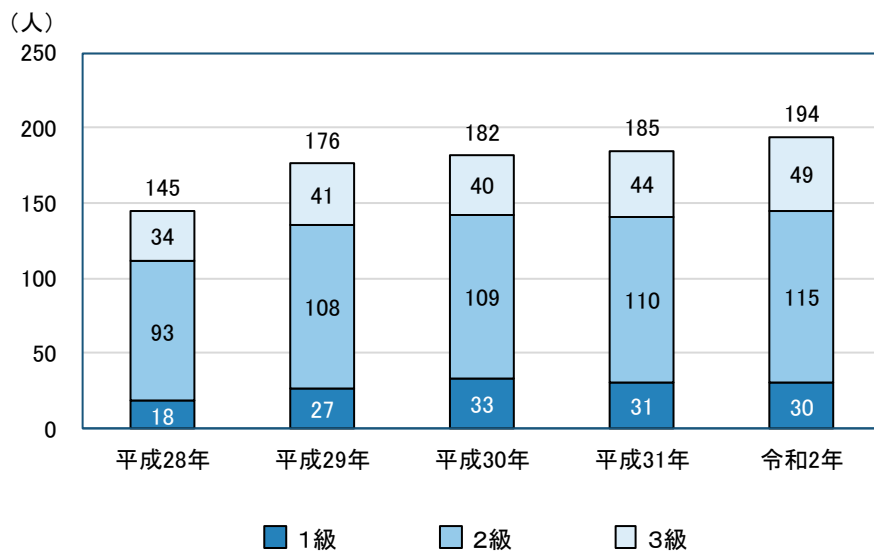
等級別の推移では、「2 級」が最も多く、次いで「3 級」、「1 級」の順となっています。

図表 13 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢階層別推移



資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

図表 14 精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移

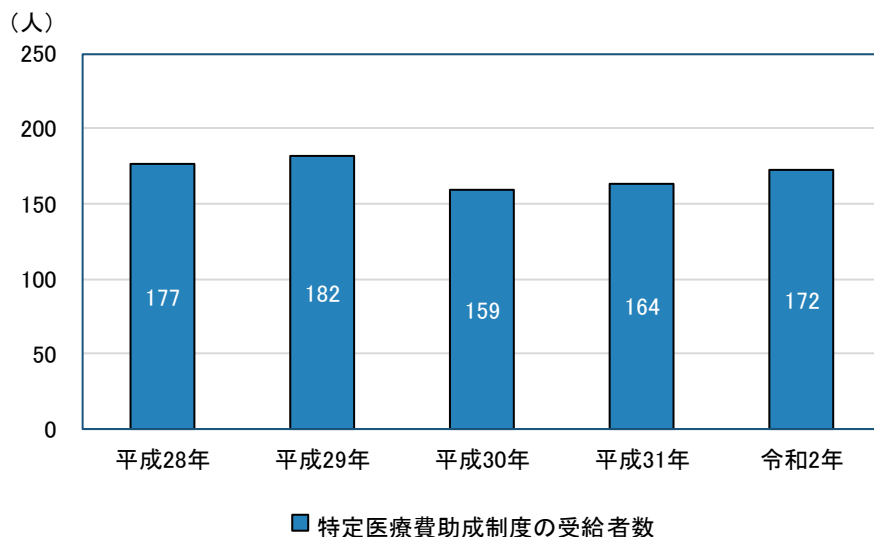


資料：住民福祉課（各年4月1日時点）

（５）難病の方の状況

難病の方のうち、特定医療費助成制度の受給者数の推移をみると、平成 30 年に減少していますが、その後増加傾向となっています。

図表 15 特定医療費助成制度の受給者数の推移



資料：愛知県半田保健所（各年 3 月 31 日時点）

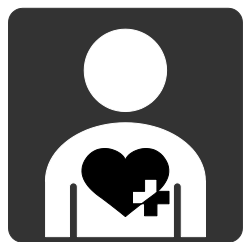


「白杖 SOS シグナル」
普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50 cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていること等を聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上等で視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



ハートプラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいのある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの人の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

3 サービスの状況

図表 16 所持手帳別サービス支給決定者数

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
1 居宅介護	11	18	5	0	34
2 重度訪問介護	1	0	0	0	1
3 行動援護	0	2	0	0	2
4 同行援護	0	0	0	0	0
5 重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
6 生活介護	11	32	1	0	44
7 自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
8 自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
9 就労移行支援	0	1	2	2	5
10 就労継続支援（A型）	0	1	4	0	5
11 就労継続支援（B型）	2	28	10	1	41
12 就労定着支援	0	0	3	0	3
13 療養介護	2	0	0	0	2
14 短期入所	6	29	1	0	36
15 自立生活援助	0	0	0	0	0
16 共同生活援助（グループホーム）	2	26	2	0	30
17 施設入所支援	5	8	0	0	13
18 計画相談支援	14	60	14	0	88
19 地域移行支援	0	0	1	0	1
20 地域定着支援	0	0	0	0	0

図表 17 所持手帳別地域生活支援事業支給決定者数等

(単位：人)

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
1 意思疎通支援事業	5	0	0	0	5
2 日常生活用具給付等事業	50	0	0	0	50
3 移動支援事業	7	43	0	0	50
4 地域活動支援センター事業	1	8	15	1	25
5 日中一時支援事業	2	26	0	0	28
6 訪問入浴サービス事業	3	0	0	0	3
7 更生訓練給付事業	0	0	0	0	0
8 知的障害者職親委託事業	0	1	0	0	1
9 自動車運転免許取得費助成事業	0	0	0	0	0
10 自動車改造費助成事業	2	0	0	0	2

資料：住民福祉課(令和2年4月1日時点)

図表 18 所持手帳別サービス支給決定者数（18 歳以下）

（単位：人）

サービス	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・ その他	合計
児童発達支援	4	4	0	11	19
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	3	47	2	24	76
保育所等訪問支援	0	1	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	3	42	2	12	59
合計	10	94	4	47	155

資料：子育て支援課(令和 2 年 4 月 1 日時点)

図表 19 町内・町外サービス事業所利用者数

（単位：人）

町内・町外別	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・その他	合計
町内サービス事業所利用者数	7	44	3	1	55
町外サービス事業所利用者数	37	87	25	2	151
合計	44	131	28	3	206

資料：住民福祉課(令和 2 年 4 月 1 日時点)

図表 20 町内・町外サービス事業所利用者数（18 歳以下）

（単位：人）

町内・町外別	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	難病・その他	合計
町内サービス事業所利用者数	3	43	3	32	81
町外サービス事業所利用者数	8	85	4	18	115
合計	11	128	7	50	196

資料：子育て支援課(令和 2 年 4 月 1 日時点)

図表 21 自立支援医療費支給認定受給者証の発行件数

（単位：人）

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
更生医療	53	54	49	44	44
育成医療	3	4	1	4	0
精神通院	227	246	249	264	283
合計	283	304	299	312	327

資料：住民福祉課(各年 4 月 1 日時点)

4 アンケート調査と結果

(1) アンケート調査

①調査票の対象者と調査件数

調査対象者と調査件数は以下のとおりです。

◆調査対象者と調査件数

調査票「福祉に関するアンケート」	
調査対象者	令和2年8月1日現在、阿久比町内に住所を有する障害者手帳、障害福祉サービス受給者証及び障害児通所受給者証を所持している方としました。
調査件数	1,181 件

②調査期間と調査方法

福祉に関するアンケートは、令和2年8月7日～8月31日にかけて実施しました。また、配布・回収については郵送または Web 回答により実施しました。

③調査票の回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

◆調査票の配布・回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート	1,181 人	564 人	47.8%



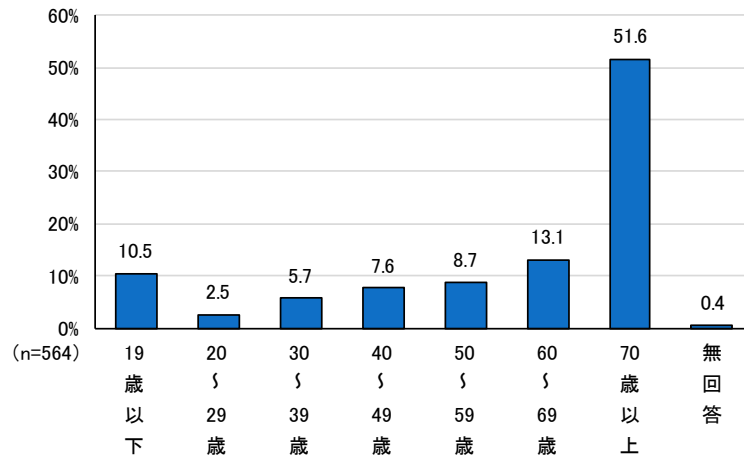
障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障がいのある人の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

（２）「福祉に関するアンケート」調査結果

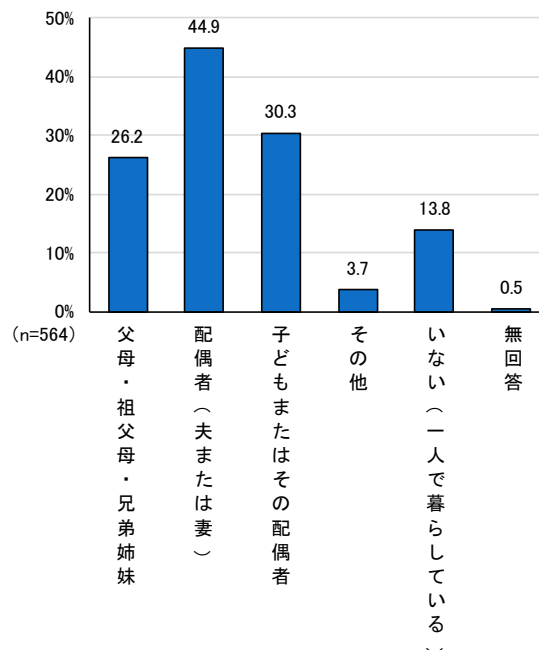
①調査対象者の現状について

◆対象者の年齢



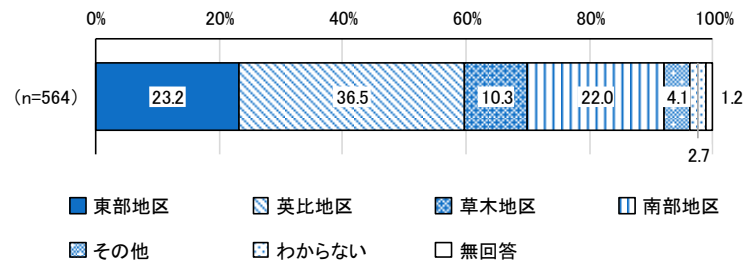
調査対象者の年齢は、「70 歳以上」（51.6%）が最も多く、次いで「60～69 歳」（13.1%）、「19 歳以下」（10.5%）の順となっており、平均年齢は 61.40 歳となっています。

◆現在の同居の状態



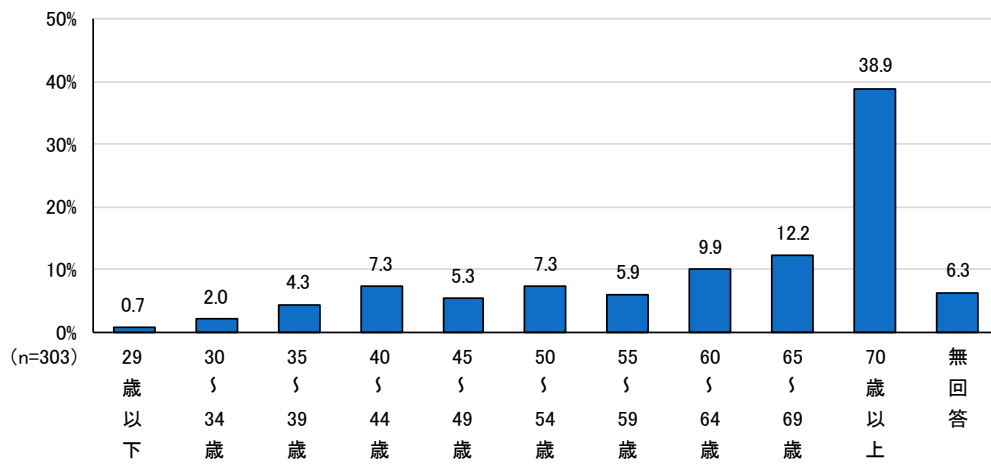
同居している人をみると、「配偶者（夫または妻）」（44.9%）が最も多く、次いで「子どもまたはその配偶者」（30.3%）、「父母・祖父母・兄弟姉妹」（26.2%）等となっています。一方、「いない（一人で暮らしている）」は 13.8%でした。

◆現在の居住地区



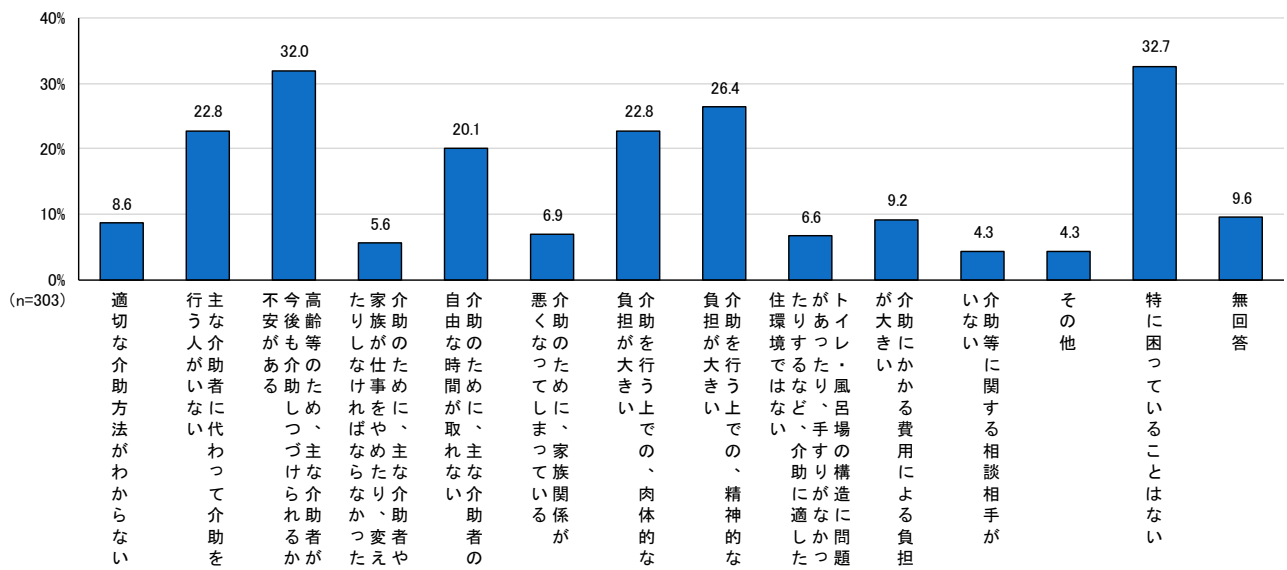
現在の居住地区は、「英比地区」(36.5%) が最も多く、次いで「東部地区」(23.2%)、「南部地区」(22.0%) の順となっています。

◆介助者の年齢



介助をしてくれる家族の年齢は、「70 歳以上」(38.9%) が最も多く、次いで「65～69 歳」(12.2%)、「60～64 歳」(9.9%) 等となっています。

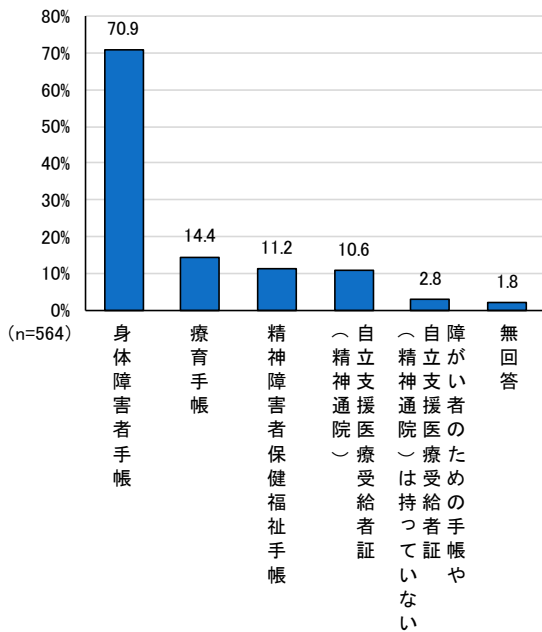
◆介助者の悩み



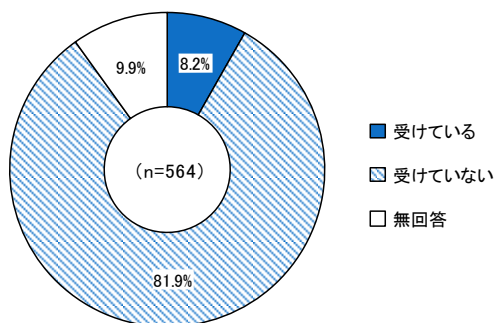
介助をする上で困っていることは、「高齢等のため、主な介助者が今後も介助しつづけられるか不安がある」(32.0%)、「介助を行う上での、精神的な負担が大きい」(26.4%)、「主な介助者に代わって介助を行う人がいない」、「介助を行う上での、肉体的な負担が大きい」(ともに 22.8%) 等となっています。一方、「特に困っていることはない」は 32.7%でした。

②障がいの状況について

◆障害者手帳の種類と等級



○難病（特定疾患）の認定



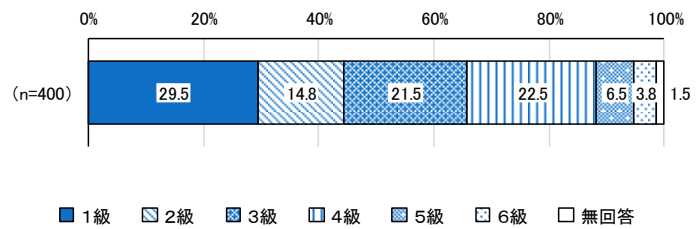
身体障害者手帳を所持している方の等級は、「1級」(29.5%) が最も多く、次いで「4級」(22.5%)、「3級」(21.5%) の順となっています。

療育手帳を所持している方の判定は、「C判定」(34.6%) が最も多く、「A判定」、「B判定」はともに 32.1%となっています。

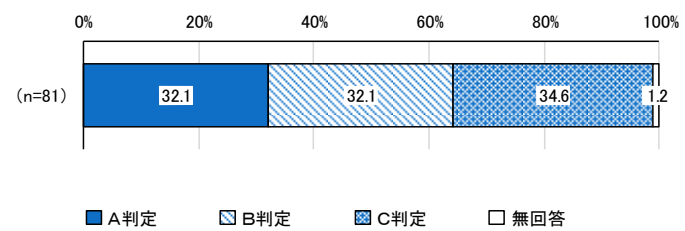
精神障害者保健福祉手帳を所持している方の等級は、「2級」(63.5%) が最も多く、次いで「3級」(23.8%)、「1級」(9.5%) となっています。

難病（特定疾患）の認定を「受けている」が 8.2%、「受けていない」が 81.9%となっています。

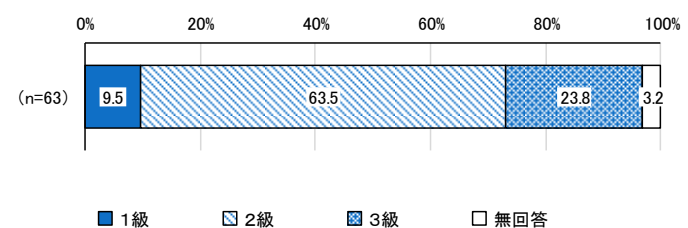
○身体障害者手帳の等級



○療育手帳の判定

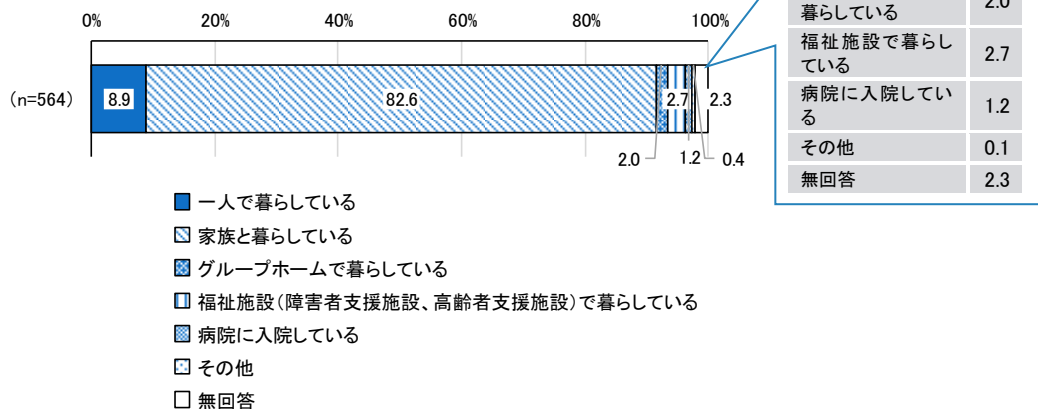


○精神障害者保健福祉手帳の等級



③住まいや暮らしについて

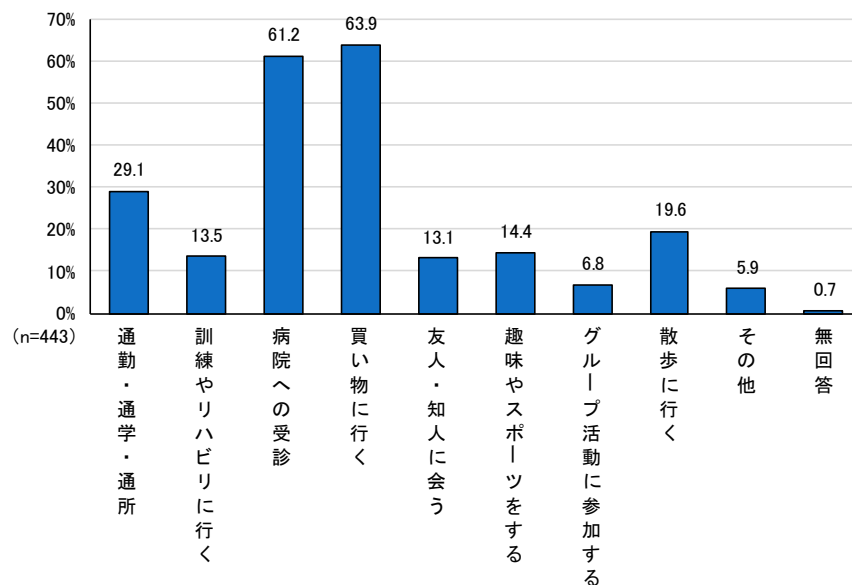
◆現在の暮らしについて



現在の暮らしの状況は、「家族と暮らしている」(82.6%)が最も多く、次いで「一人で暮らしている」(8.9%)等となっています。

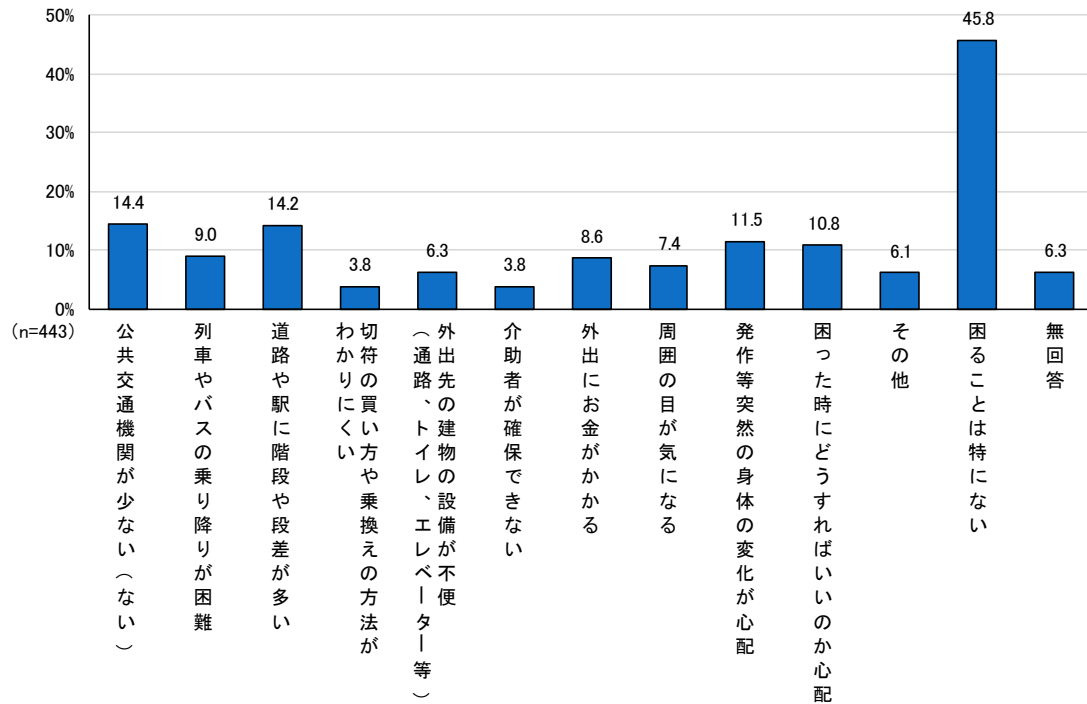
④日中活動や就労・就学について

◆外出の目的 (対象：18歳以上の方)



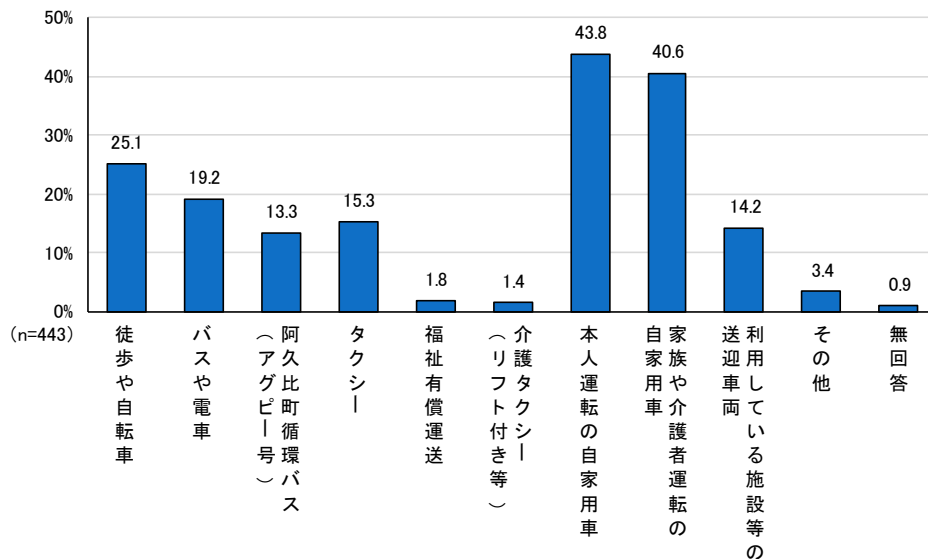
外出の目的は、「買い物に行く」(63.9%)が最も多く、次いで「病院の受診」(61.2%)等となっています。

◆外出時の困りごと（対象：18歳以上の方）



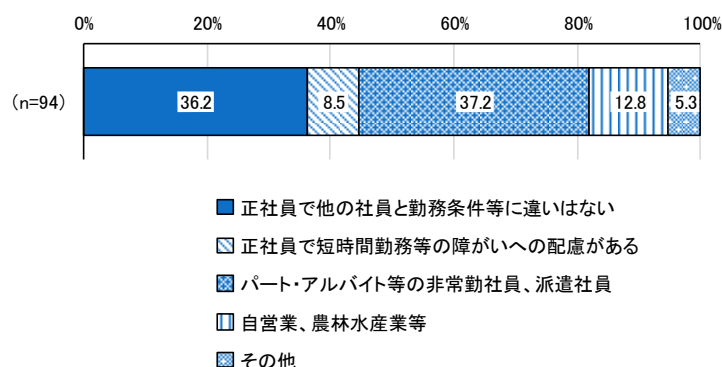
外出する時に困ることは、「困ることは特にない」（45.8%）が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」（14.4%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（14.2%）等となっています。

◆外出時の移動手段（対象：18歳以上の方）



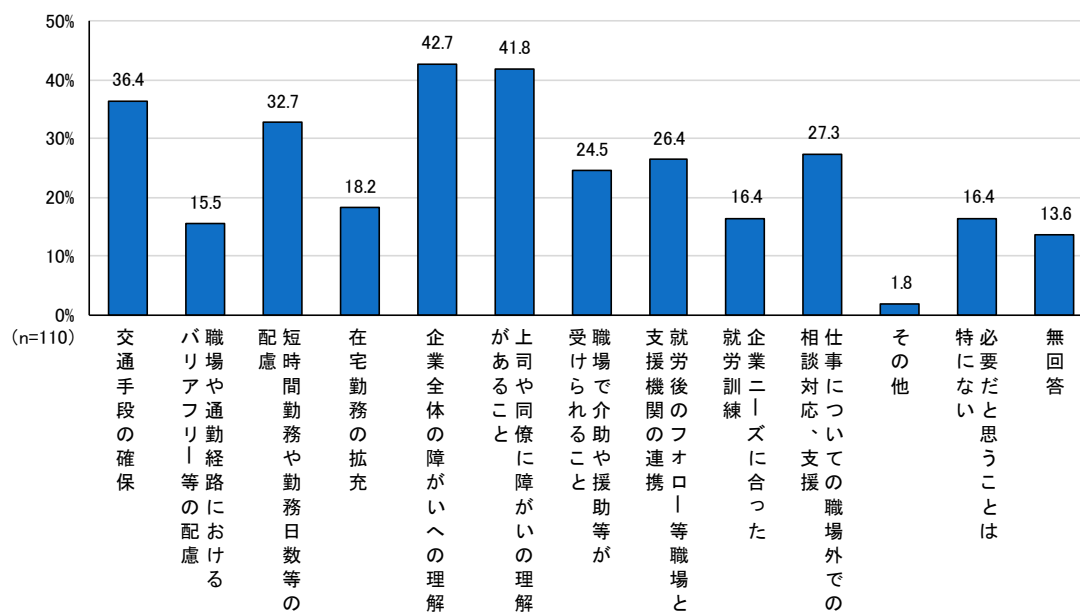
外出の時の移動手段は、「本人運転の自家用車」（43.8%）が最も多く、次いで「家族や介護者運転の自家用車」（40.6%）、「徒歩や自転車」（25.1%）等となっています。

◆勤務形態（対象：18歳以上の方）



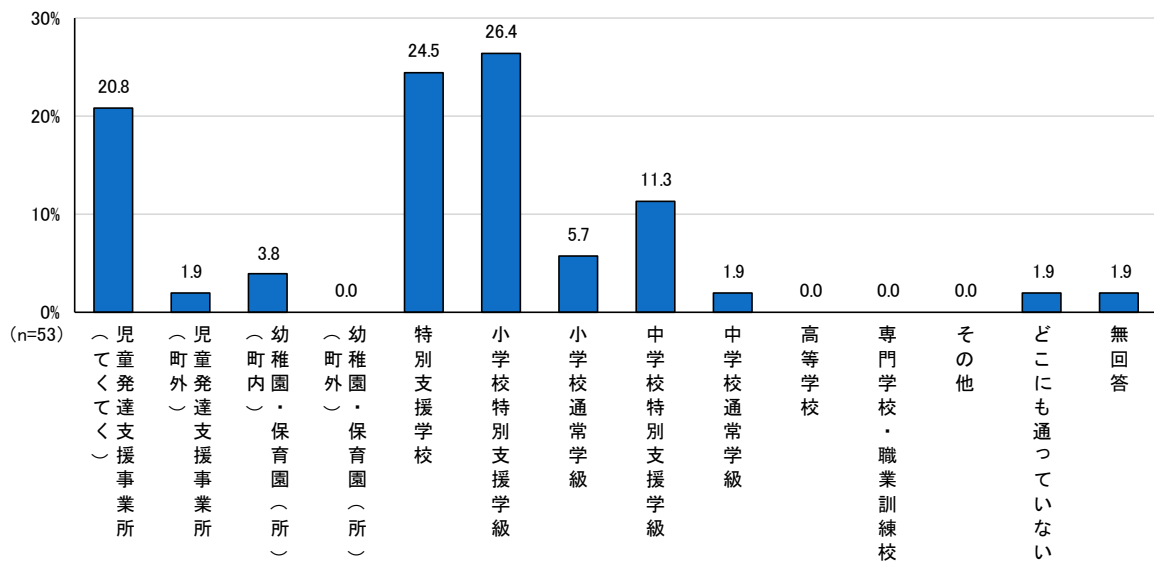
勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員」（37.2%）が最も多く、次いで「正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない」（36.2%）となっています。

◆就労支援として必要なこと（対象：18歳以上の方）



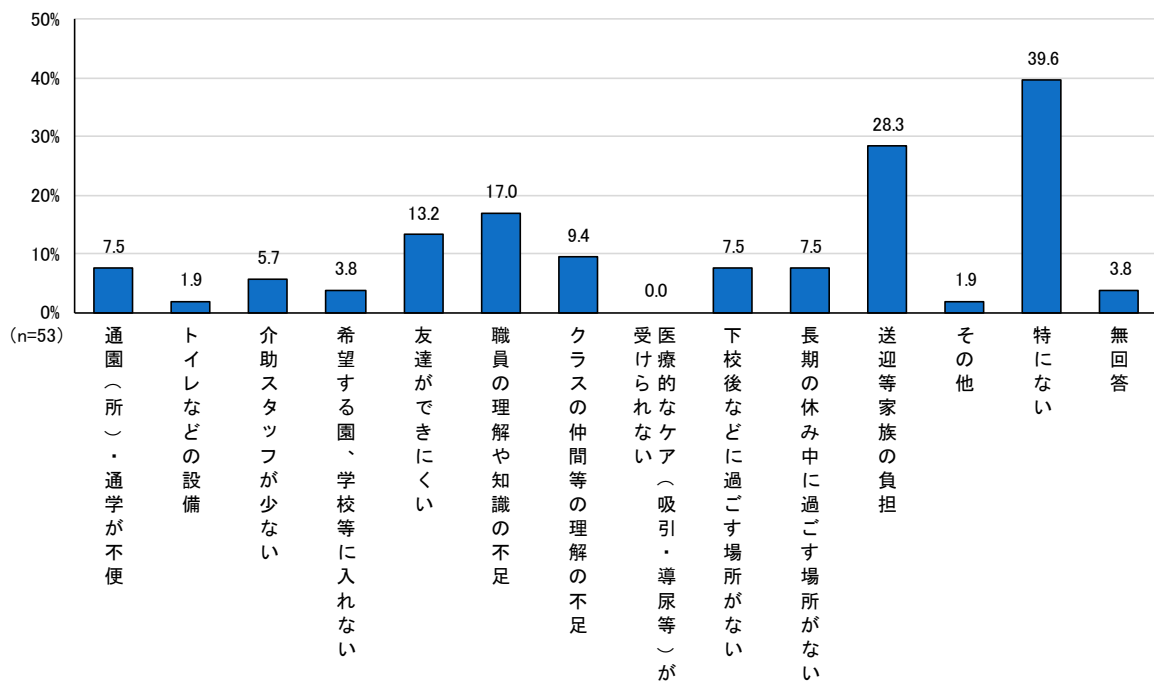
就労支援として必要だと思えることは、「企業全体の障がいへの理解」（42.7%）が最も多く、次いで「上司や同僚に障がいの理解があること」（41.8%）、「交通手段の確保」（36.4%）、「短時間勤務や勤務日数当の配慮」（32.7%）等となっています。

◆通園（所）・通学先（対象：18歳未満の方）



通園（所）・通学先をみると、「小学校特別支援学級」（26.4%）が最も多く、次いで「特別支援学校」（24.5%）、「児童発達支援事業所（てくてく）」（20.8%）の順となっています。

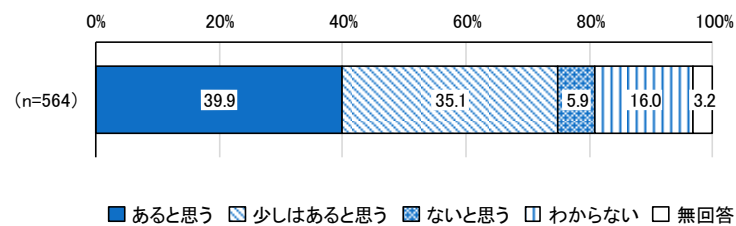
◆通園（所）・通学等で困っていること（対象：18歳未満の方）



通園、通学で困っていることは、「特にない」（39.6%）が最も多く、次いで「送迎等家族の負担」（28.3%）、「職員の理解や知識の不足」（17.0%）の順となっています。

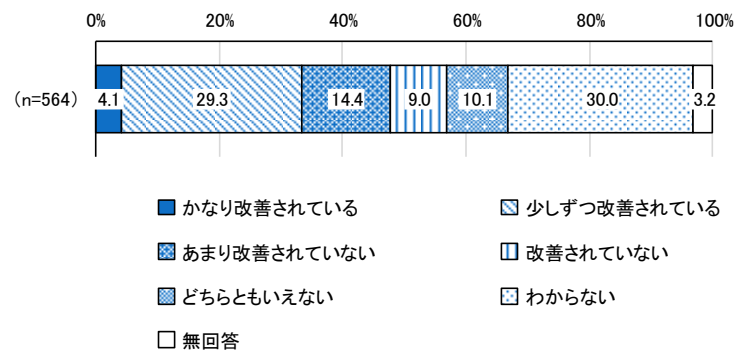
⑤権利擁護について

◆障がい者を理由とする差別や偏見の有無



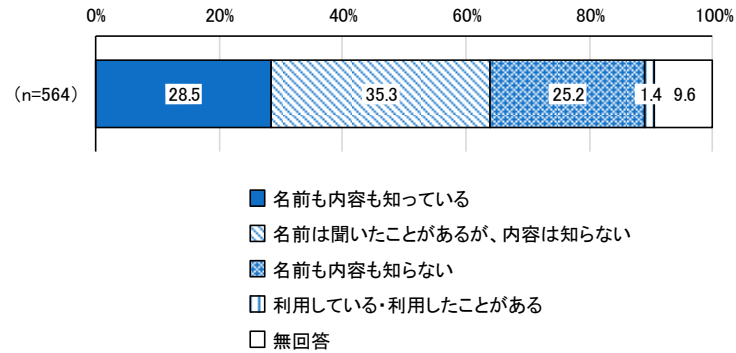
障がい者を理由とする差別や偏見があるかについて、「あると思う」(39.9%)が最も多く、次いで「少しはあると思う」(35.1%)となっており、この2つをあわせた“差別や偏見があると思う”は75.0%となっています。

◆3年前と比べて改善されたかどうか



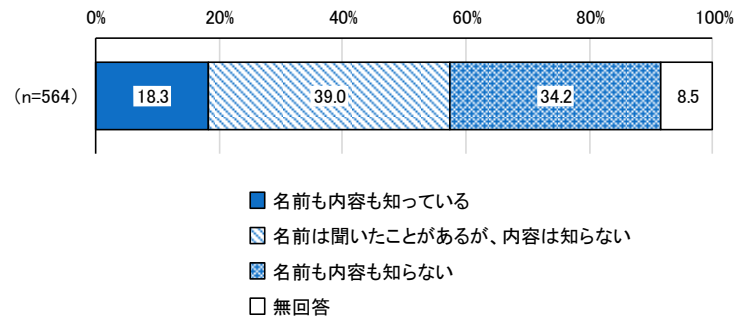
3年前と比べて差別や偏見は「かなり改善されている」(4.1%)、「少しずつ改善されている」(29.3%)をあわせて33.4%、「あまり改善されていない」(14.4%)、「改善されていない」(9.0%)をあわせて23.4%となっており、「わからない」は30.0%となっています。

◆成年後見制度の認知度



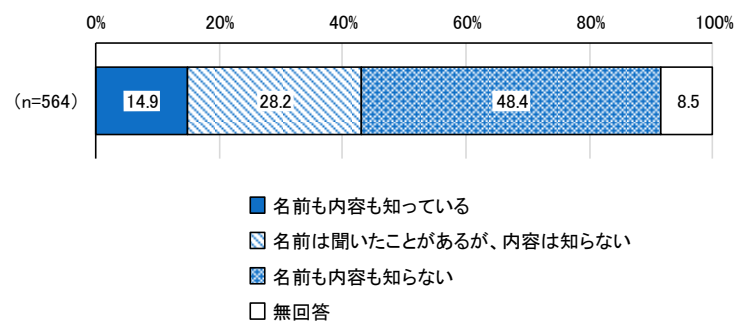
成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(35.3%) が最も多く、次いで「名前も内容も知っている」(28.5%)、「名前も内容も知らない」(25.2%) の順となっています

◆障害者虐待防止法の認知度



障害者虐待防止法の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(39.0%) が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(34.2%)、「名前も内容も知っている」(18.3%) の順となっています。

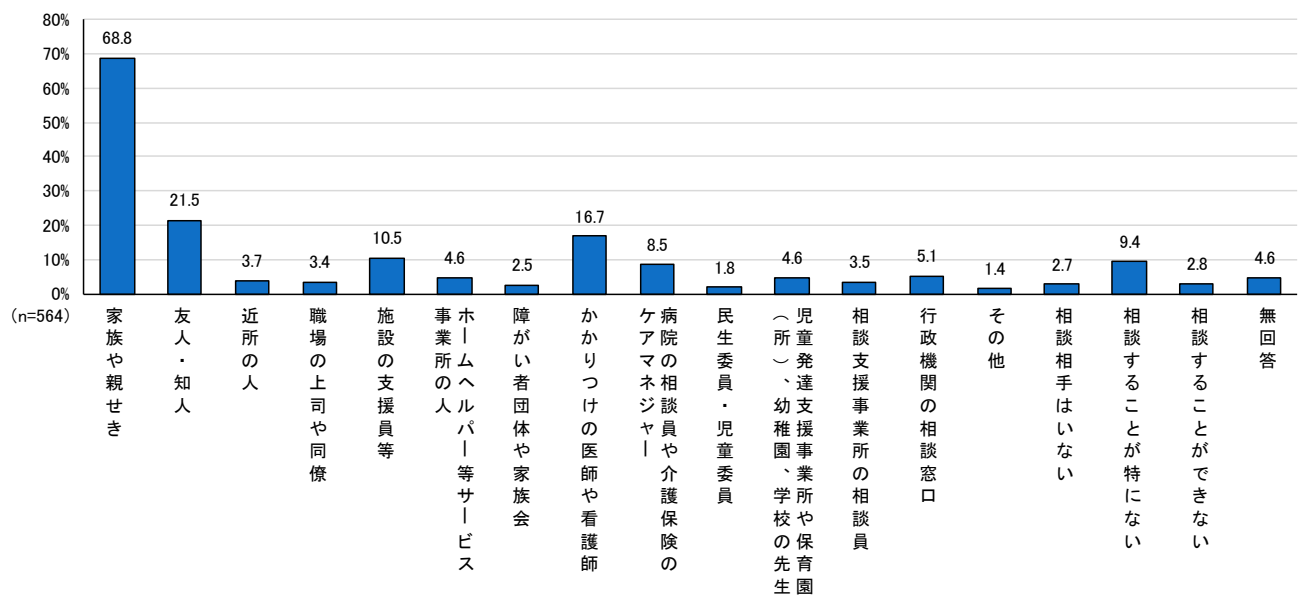
◆障害者差別解消法の認知度



障害者差別解消法の認知度については、「名前も内容も知らない」(48.4%) が最も多く、次いで「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.2%)、「名前も内容も知っている」(14.9%) の順となっています

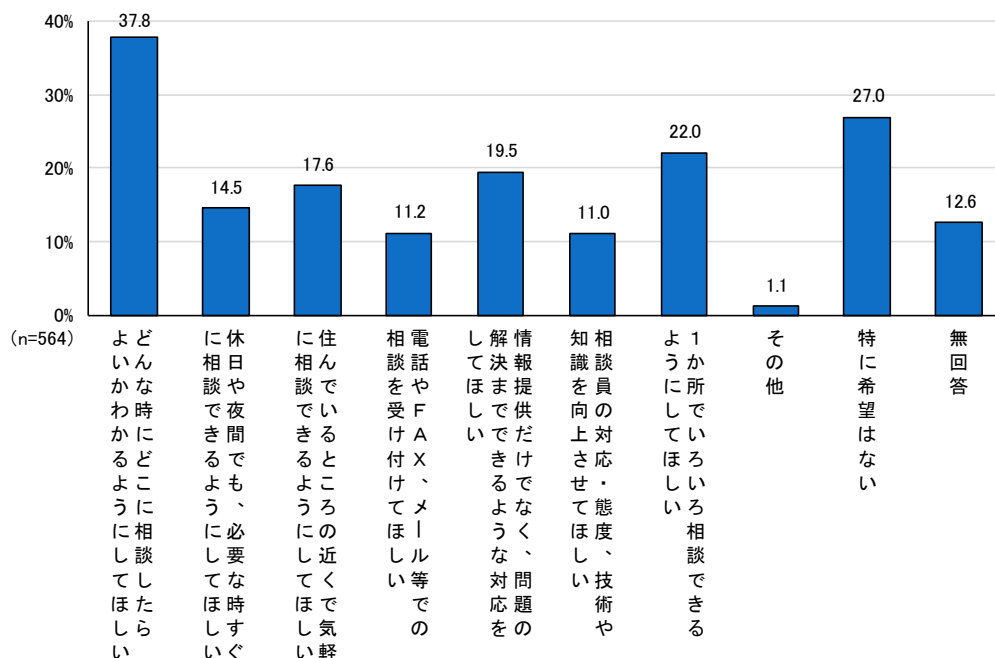
⑥相談相手について

◆悩みの相談相手



普段の悩みの相談相手は、「家族や親せき」(68.8%)が最も多く、次いで「友人・知人」(21.5%)、「かかりつけの医師や看護師」(16.7%)等となっています。

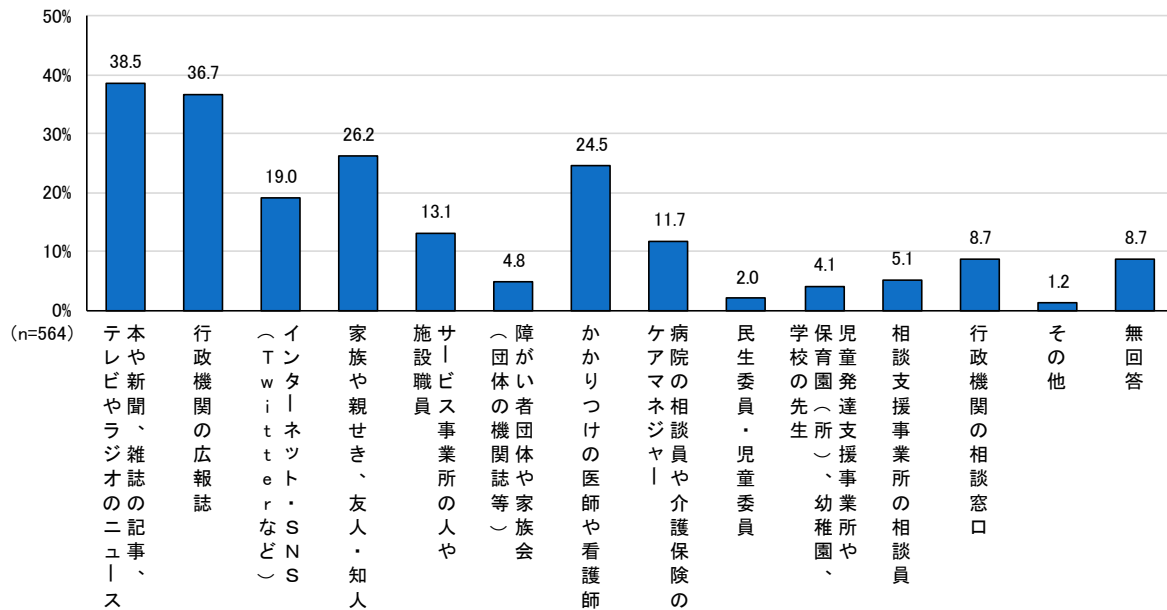
◆相談体制の希望



相談体制として希望することは、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」(37.8%)が最も多く、次いで「特に希望はない」(27.0%)、「1か所でいろいろな相談できるようにしてほしい」(22.0%)等となっています。

⑦情報収集の方法について

◆情報の入手先について

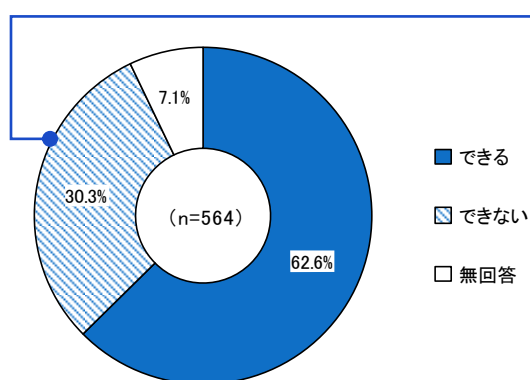


情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(38.5%) が最も多く、次いで「行政機関の広報誌」(36.7%)、「家族や親せき、友人・知人」(26.2%) 等となっています。

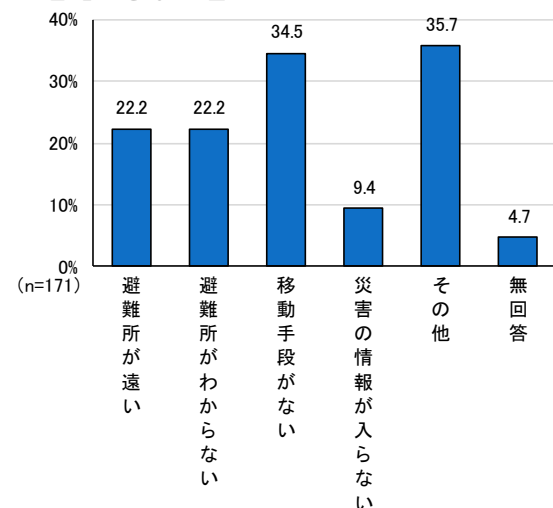
⑧災害時の避難等について

◆災害時の避難について

○避難ができるかどうか



○避難できない理由



避難所まで避難が「できる」が 62.6%、「できない」が 30.3%となっています。

避難できない理由については、「移動手段がない」(34.5%)、「避難所が遠い」、「避難所がわからない」(ともに 22.2%) 等となっています。また、「その他」(35.7%) が最も多く、主に「歩くことが困難・歩けない」等となっています。

《調査結果のまとめ》

課題1 介助者の高齢化に伴う介助負担の軽減

介助者の高齢化に伴う介助の負担を軽減できる施策や相談支援体制の強化を検討するとともに、生活を支援する取組みが必要とされています。

課題2 障がいのある子どもへの支援体制の整備

障がいのある子どもへの学校や事業所における支援、子どもを持つ親への相談体制の整備など、各専門分野が連携し、人的資源、組織、行政等の支援体制の整備が必要とされています。

課題3 障がいのある人が働きやすい雇用環境づくり

アンケート調査結果によると、就労のために必要な支援として、「企業全体の障がいへの理解」、「上司や同僚に障がいへの理解があること」等が高くなっています。民間企業等へ働きかけ、障がいのある人の一般就労への理解を進めるなど、受け入れ体制の整備が必要とされています。

課題4 災害時の支援体制の整備

災害時、緊急時に避難、移動が速やかにできるような支援体制の整備、障がい種別により、避難所等の環境整備が必要とされています。有事における地域、関係機関、行政等の支援、連携も重要となります。

課題5 感染症発生時の支援体制の整備

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、日常生活に様々な制約等が生まれたことから、障がいのある人たちとその介助者に負担が生じていることがわかりました。

今後の状況については未知であり、再拡大や、同様の感染症の発生が繰り返される場合も考えられます。今後同様の状況に陥った場合に備え、事業所等と連携し、負担軽減のための支援策の検討を行う必要があります。

第3章 計画に関する成果目標等



1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における 成果目標と実績

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本
- ②令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本

《本町の目標と実績》

①福祉施設から地域生活への移行

項目	数値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末時点の入所者数	16人	—	平成28年度末時点の入所者数
【目標値①】 地域生活移行者数	1人	0人	平成28年度末時点の入所者数のうち、地域生活へ移行する人の目標数

平成28年度末の施設入所者数16人のうち、1人が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績見込みは0人となりました。

②施設入所者数の削減

項目	数値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末時点の入所者数	16人	—	平成28年度末時点の入所者数
令和2年度末時点の入所者数	16人	14人	令和2年度末時点の見込入所者数
【目標値②】 施設入所者の削減数	0人	2人	差引減少見込数(平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本)

平成28年度末の施設入所者16人から0人を削減するという目標設定に対し、実績見込みは2人(12.5%)となりました。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

- ①令和２年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。）
- ②国が提示する推計式を用いて、令和２年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める

第３章

《本町の目標と実績》

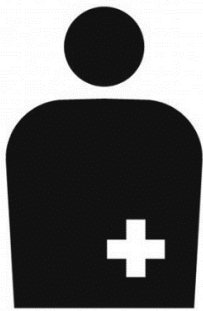
①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標値①】 保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置	設置	本町の実情に応じ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については令和２年度末までに１か所設置することを目標とし、設置できている状況です。

②地域移行に伴う基盤整備量

項目	数値	考え方
【目標値②】 地域移行に伴う基盤整備量		
65 歳以上利用者数	2 人	国が提示する推計式を用いて算出
65 歳未満利用者数	3 人	国が提示する推計式を用いて算出



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針

①令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本

《本町の目標と実績》

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所 (面的)	1 か所 (面的)	本町の実情に応じ、地域生活支援拠点等を1 か所(面的)整備

第3章

地域生活支援拠点等の整備については令和2年度に1 か所整備することを目標とし、面的な体制として、1 か所整備できている状態です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ①令和2年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ②令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ③令和2年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ④各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を8割以上

《本町の目標と実績》

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	3人	—	平成28年度において一般就労へ移行した人数
【目標値①】 令和2年度中の一般就労移行者数	5人	1人	平成28年度の一般就労移行者数に対し1.5倍以上増加

福祉施設利用者から一般就労への移行者数は、目標値5人のところ、実績(見込み)は1人となっています。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	実績 (見込み)	考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	2 人	—	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した人数
【目標値②】 令和 2 年度末時点の就労移行支援事業利用者数	3 人	5 人	平成 28 年度の就労移行支援事業利用者数に対し 2 割以上増加

就労移行支援事業の利用者については、令和 2 年度末に 3 人とする目標設定に対し、実績（見込み）は 5 人（2.5 割増加）となっています。

第 3 章

③就労移行支援事業の就労移行率

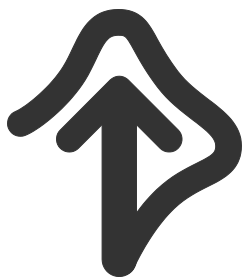
項目	数値	実績 (見込み)	考え方
【目標値③】 令和 2 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の事業所割合	10 割	0 割	令和 2 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所数の割合を 5 割以上

令和 2 年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上という目標設定をしましたが、就労移行支援事業の就労移行率が 2 割であるため実績としては 0 割となっています。

④就労定着支援の職場定着率

項目	数値	実績 (見込み)	考え方
【目標値④】 支援開始 1 年後の職場定着率	10 割	10 割	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上

就労定着支援事業では就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 10 割と目標設定しましたが、職場定着率は 10 割となっています。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

聴覚障がいのある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ①令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
- ②令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- ④平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

《本町の目標と実績》

①【児童発達支援センターの設置】

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標値①】 令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	未設置	令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置

児童発達支援センターの設置については令和2年度までに1か所整備することを目標としましたが、整備に至っていません。

②【保育所等訪問支援事業所の設置】

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標値②】 令和2年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	未設置	令和2年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置

保育所等訪問支援事業所の設置については令和2年度までに1か所整備することを目標としましたが、整備に至っていません。

③【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置】

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標値③】 令和2年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	未設置	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置
【目標値③】 令和2年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	未設置	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については令和2年度までにそれぞれ1か所整備することを目標としましたが、整備に至っていません。

④【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標値④】 平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については平成30年度末までに設置することを目標とし、設置できている状況です。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本人希望のもと、入所施設での集団的な生活から、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を推進します。

令和3年度から令和5年度までの3か年に、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。

国の指針

- ①令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること

《本町の考え方》

国の指針を本町に当てはめると、地域生活移行者数を1人以上、施設入所者の削減数は0人とするのが基本となりますが、施設入所者の地域移行を推進する観点から、令和5年度末の地域移行者数を1人、入所者数の削減数を1人と設定します。

福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末時点の入所者数	—	13人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (8%)	—	令和元年度末の施設入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数
施設入所者の削減数	1人 (8%)	—	令和5年度末段階での削減数

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

親元からの自立等に関する相談、グループホーム等を活用した宿泊体験、緊急的な居室確保等に対応するため、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、その機能の充実を図ります。

国の指針

- ①令和５年度末までに各市町村又は各圏域にすくなくとも１つ以上確保しつつ年１回以上運用状況を検証、検討すること

《本町の考え方》

本町では、障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活を支援する機能を複数の機関で分担して担う体制（面的な体制として１か所）を整備しています。その機能の充実のため、障がい者自立支援協議会を活用して、年１回以上運用状況を検証及び検討していきます。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

国の指針

- ①令和５年度中に一般就労移行者数を令和元年度実績の１.２７倍
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：１.３０倍
 就労継続支援Ａ型を通じた移行者数：１.２６倍
 就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：１.２３倍
 ②令和５年度末における一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者が７割以上
 ③令和５年度末における就労定着率８割以上の就労定着支援事業所が７割以上

《本町の考え方》

①福祉施設から一般就労への移行

国の指針を本町に当てはめ、令和５年度中に６人が一般就労に移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは４人、就労継続支援事業（Ａ型）からは１人、就労継続支援事業（Ｂ型）からは１人と設定します。

福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	—	4人	就労移行支援事業等を通じて令和元年度に一般就労した合計人数
就労移行支援事業	—	3人	就労移行支援事業を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援事業（A型）	—	0人	就労継続支援事業（A型）を通じて令和元年度に一般就労した人数
就労継続支援事業（B型）	—	1人	就労継続支援事業（B型）を通じて令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	6人 (1.5倍)	—	就労移行支援事業等を通じて令和5年度に一般就労する合計人数
就労移行支援事業	4人 (1.3倍)	—	就労移行支援事業を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援事業（A型）	1人	—	就労継続支援事業（A型）を通じて令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援事業（B型）	1人 (1倍)	—	就労継続支援事業（B型）を通じて令和5年度に一般就労する人数

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援事業所の就労定着率

町内には就労定着支援事業所が1事業所しかなく、他に事業所が増える予定は現在のところありません。そのため、令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を10割とすることを目標とします。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針では、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置することとしています。

また、医療的ケア児の増加に伴い、関係機関の協議の場を設置すること及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

国の指針

- ①児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

《本町の考え方》

令和元年10月に町立の児童発達支援事業所「てくてく」を開所しましたが、令和5年度末までに「てくてく」において児童発達支援センターへ移行することは困難な状況です。センターは、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援などを実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うことが求められています。本町では、センターの設置については目標としますが、「てくてく」において前述の保育所等訪問支援や障害児相談支援を実施するなど機能強化を図ることを目標とします。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、圏域で確保することを目標とします。引き続き、事業所の開所及び既存事業所のサービス拡充について働きかけていきます。現在、町内の重症心身障害児が通っている児童発達支援事業所は半田市に1か所、放課後等デイサービス事業所は半田市に1か所、東海市に1か所、知多市に1か所あります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、本町では平成30年度より、阿久比町障がい者自立支援協議会こども部会の下部組織として、医療的ケア児等支援連絡会を発足し協議を行っています。今後も町内の医療的ケア児等への支援に関しての協議を継続していきます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、現在町保健師1名を配置しています。本計画期間中においても、引き続き1名の配置を目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

(別表1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

(令和二年厚生労働省告示第二百十三号)

《本町の考え方》

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の体制の強化を実施する体制を確保することを目標として、次の取組みを実施します。

相談支援体制の充実・強化のための取組み

取組み事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
専門的な指導・助言	1件	1件	1件
人材育成の支援	3件	3件	3件
連携強化の取組み	3回	3回	3回

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国の指針

令和５年度末までに、別表１の１０の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

（別表１の１０ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組）

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）

《本町の考え方》

令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上と、そのための体制構築を図ることを目的として、次の取組みを実施します。

障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

取組み事項	令和３年度	令和４年度	令和５年度
研修への本町職員の参加人数	５人（延べ）	５人（延べ）	５人（延べ）
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	０回	０回	１回

3 障害福祉サービスの見込量と見込量確保の方策

障害福祉サービス等の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたり利用量等を勘案し算出しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする方に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	時間／月	458	437	404	421	438	455
	人／月	26	25	24	25	26	27
重度訪問介護	時間／月	0	48	280	644	848	848
	人／月	0	1	1	2	3	3
行動援護	時間／月	26	33	25	30	30	30
	人／月	3	3	2	2	2	2
同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

居宅介護は、過去の実績とアンケート結果を踏まえて利用者数・利用量ともに増加すると推測しています。

重度訪問介護は、支給量の増加と、新規利用による増加を見込んでいます。

行動援護は、利用者数・利用量ともに横ばいを見込んでいます。

同行援護・重度障害者等包括支援は、利用実績がないため本計画中には見込んでいませんが、今後の動向により検討となります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人の就労の継続を図るため、生活面の課題の把握、企業や関連機関等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアと、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

第3章

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人日／月	880	889	891	924	987	1,050
	人／月	44	44	42	44	47	50
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日／月	8	0	16	22	6	0
	人／月	1	0	1	1	1	0
就労移行支援	人日／月	62	59	100	119	119	119
	人／月	4	4	6	7	7	7
就労継続支援（A型）	人日／月	103	115	98	82	102	102
	人／月	5	6	5	4	5	5
就労継続支援（B型）	人日／月	590	603	663	714	746	762
	人／月	32	36	40	43	45	46
就労定着支援	人／月	1	1	2	2	3	4
療養介護	人／月	3	2	2	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日／月	37	48	33	42	47	52
	人／月	8	8	6	8	9	10

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所（医療型）	人日／月	8	6	5	6	6	6
	人／月	2	2	1	2	2	2

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※「人日／月」は一月あたりの平均利用日数です。

《見込の考え方》

① 生活介護

過去の実績に特別支援学校の卒業生の利用を含め、利用者数・利用量ともに増加を見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

新規利用者の予定がないため、今後の動向により検討となります。

③ 自立訓練（生活訓練）

現在の利用者の実績を踏まえ、数値を設定します。

④ 就労移行支援

利用者が増加傾向にあることと、国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行を推進していくこと踏まえ、数値を設定します。

⑤ 就労継続支援（A型）

利用者数・利用量ともに過去の実績を踏まえ横ばいを見込んでいます。

⑥ 就労継続支援（B型）

特別支援学校の卒業生の利用等を含め、新規利用者の増加を見込んでいます。

⑦ 就労定着支援

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、新規利用者は増加していくものとして数値を設定します。

⑧ 療養介護

利用者数は実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

⑨ 短期入所

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、今後は徐々に利用が戻ると見込んでいます。また、アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に対し、利用者の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

第3章

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人／月	—	—	—	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人／月	23	25	24	26	28	30
内精神障がい者	人／月	—	—	—	3	4	4
施設入所支援	人／月	14	13	14	14	14	13

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

① 自立生活援助

利用実績がないため、今後の動向により検討となります。

② 共同生活援助（グループホーム）

アンケート結果及び介護者の高齢化等により需要は高まっていくものとして増加を見込んでいます。

③ 施設入所支援

福祉施設入所者の地域移行を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

(4) 相談支援サービス

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人／月	16	19	25	27	29	31
地域移行支援	人／月	0	1	1	1	1	1
内精神障がい者	人／月	—	—	—	1	0	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	1	1	1
内精神障がい者	人／月	—	—	—	1	0	1

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※計画相談支援のうち、セルフプランは除いています。

《見込の考え方》

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用増加に伴い、利用者数の増加を見込んでいます。

② 地域移行支援

地域移行を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

③ 地域定着支援

地域定着を推進していくことを踏まえて、数値を設定します。

(5) 各サービスの見込量確保の方策

・・・訪問系サービス・・・

居宅介護については、サービス利用の増加が見込まれるため、利用者が希望するサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対して、町内における利用ニーズについて情報提供を行い、サービスの拡充を働きかけるとともに、県などが実施する各種研修会等の情報提供を行い、資質向上を図るよう働きかけます。

・・・日中活動系サービス・・・

生活介護、就労継続支援（B型）については、特別支援学校の卒業生の利用も含め、見込量を確保できるようにサービス提供事業者及び関係機関と連携し、調整を図ります。

また、就労移行支援については、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する情報提供に努め、就労機会の拡大を図ります。

・・・居住系サービス・・・

共同生活援助（グループホーム）については、介護者の高齢化等の状況を勘案しながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにニーズを把握し、支援を図ります。

また、見込量を確保できるように、町内におけるグループホームの利用ニーズについて、サービス提供事業者へ情報提供を行うとともに、設立の動きがあった際には、補助事業等の情報提供を行います。

・・・相談支援サービス・・・

計画相談支援については、すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保及び指定特定相談支援事業者の新規指定及び相談支援専門員の資質向上に努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、指定一般相談支援事業者や病院等と連携し、障がいのある人が地域生活を送れるよう支援します。

4 障がい児支援の見込量と見込量確保の方策

障がい児支援の見込量に関しては、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
保育所等訪問支援	施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人日／月	35	284	346	418	418	418
	人／月	6	19	22	25	25	25
医療型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日／月	514	694	860	880	924	987
	人／月	49	62	73	80	88	94
保育所等訪問支援	人日／月	0	0	0	0	0	5
	人／月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※「人日／月」は、一月あたりの平均利用日数です。

《見込の考え方》

①児童発達支援

町立の児童発達支援事業所「てくてく」の定員や町外事業所の利用実績及び今後の人口の推移から、利用者数・利用量とも横ばいの見込みとしました。

②医療型児童発達支援

3年間の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討及び調整を図ります。

③放課後等デイサービス

利用ニーズの増加及び利用実績から、利用者数・利用量とも増加を見込んでいます。

④保育所等訪問支援

事業実施を進めていくことを踏まえて、数値を設定します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

3年間の利用は見込んでいませんが、今後の動向により検討及び調整を図ります。

(2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画書の作成やサービス事業者との連絡調整等の支援を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人／月	16	19	15	16	17	21

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※セルフプランは除いています。

《見込の考え方》

相談支援事業所は町内に1か所開所していますが、障害児通所支援の利用児童数の増加に対して、十分な提供体制を確保するには至っていません。そのため、必要見込量は微増としています。

また、令和5年度は「てくてく」における事業実施を踏まえて、数値を設定します。

(3) 保育所等

保育所等の利用を希望する障がいのある子どもが希望に沿ったサービスの利用ができるよう、保育所・幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業における受入体制の整備に努めます。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所・幼稚園	人	34	15	18	23	23	23
認定こども園	人	-	-	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業	人	10	12	14	15	15	15

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※保育所・幼稚園の数値は、令和2年度までは町立保育所・幼稚園の利用実績、令和3年度以降は町内保育所・幼稚園の必要見込量を掲載しています。

《見込の考え方》

保育所・幼稚園については、利用実績を踏まえ横ばいとしています。令和2年度までは町立の保育所・幼稚園のみの計上でしたが、令和3年度からは町内の保育所・幼稚園を利用する児童数について計上しており、その関係で令和3年度から見込量が増加しています。

認定こども園及び放課後児童健全育成事業についても、利用実績を踏まえ横ばいとしています。

（４）障がい児支援の見込量確保の方策

・・・各種サービスの見込量確保の方策について・・・

第3章

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が希望するサービスを受けられるよう、サービス提供事業者に対して、サービスの拡充を働きかけます。さらに、専門的人材の確保をするため、専門的人材を養成する研修の開催や県などが実施する各種研修会等の情報提供を行っていきます。

保育所等訪問支援については、「てくてく」における事業実施により見込量を確保できるよう努めます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については町内及び近隣において利用可能な事業所がないため、関係各課や関係事業者、近隣市町との連携を強化し、今後ニーズがあった場合の対応や事業実施を検討していきます。

障害児相談支援については、すべての利用者に適切な「障害児支援利用計画」が作成されるように、提供事業所の確保及び指定特定相談支援事業者の新規指定及び相談支援専門員の資質向上に努めます。また、「てくてく」における事業実施により見込量を確保できるよう努めます。

医療的ケア児等が地域で暮らす上での生活課題に対応するため、関係機関での情報共有や必要な支援の検討を行い、その支援を調整するコーディネーターを配置します。

保育所等その他の事業については、保育士や支援員の専門的知識や技術等の習得を図り、受け入れ体制の更なる充実を図ります。

5 その他の事業の見込量と見込量確保の方策

(1) 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人やその家族等に対する支援として、次の取組みを実施します。

取組み事項	概要
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。
ペアレントプログラム	子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う方です。
ピアサポート	障がいのある当事者が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として交流したり、問題の解決のための支援を行うことです。

第3章

●発達障がいのある人に対する支援の取組み事項と今後の見込量

取組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングの受講者数	0人	0人	20人
ペアレントプログラムの受講者数	0人	0人	20人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

《見込量確保のための方策》

ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、現在実施はできていません。今後、トレーニングを実施できる講師の確保や、プログラムを行うことができる保育士の研修受講及び育成を行い、令和5年度末までの実施に向けて準備を進めていきます。ペアレントメンターについては、現在養成研修を修了した方が1名います。研修を受講するためには様々な要件があり、研修修了人数を増やすことは容易ではありませんが、受講希望がある場合は個別に調整を図っていきます。

ピアサポート活動については、現在県から登録を受けた発達障がいのある人のピアサポーターはいませんが、精神障がいのある人のピアサポーター3名が定期的に集まる機会を設けています。引き続き当事者同士の交流を継続していく中で、発達障がいのある人のピアサポーターとなりうる人材を発掘していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の取組みを実施します。

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置に関する今後の見込量

取組み事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

第3章

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の今後の見込量

取組み事項	令和3年度						
	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	2人	1人	0人	3人	1人	0人	1人
	令和4年度						
	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	2人	1人	0人	3人	1人	0人	1人
	令和5年度						
	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	2人	1人	0人	3人	1人	0人	1人

《見込量確保のための方策》

協議の場については、障がい者自立支援協議会の内、地域移行ワーキンググループにおいて事例検討等を通じて、本町における課題や不足している社会資源等の洗い出しを行っていきます。協議を通じ、議論、検討する中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

なお、令和5年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療保険体制の基盤整備量（利用者数）については、愛知県が定める基盤整備量を勘案し算出すると、8人（65歳以上利用者5人、65歳未満利用者3人）となります。算出した基盤整備量（利用者数）を踏まえた上で、本計画の見込量を設定しています。

6 地域生活支援事業の見込量と見込量確保の方策

地域生活支援事業の見込量に関しては、過去の利用実績、サービス利用意向、平均的な一人あたりの利用量等を勘案し算出しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人たちが日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人たちに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度の数値は、9 月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

障がいや、障がいのある人への理解促進を図るため、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布とその周知を継続して行います。また、障がいへの合理的配慮に関する取組みについて、広報、ホームページ等を通じ、引き続き啓発を行うとともに、他の啓発方法についても検討します。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	事業の概要
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度の数値は、9 月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

当事者団体が開催する「障がい者大運動会」への支援等、現在行っている取組みを引き続き実施します。また、当事者団体のPRを、事務局である社会福祉協議会と連携し、取組んでいきます。

(3) 相談支援事業

事業名	事業の概要
障害者相談支援事業	障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住居入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

障がいのある人や保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行っています。

地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援体制の構築を図り、引き続き、障がいのある人や保護者または介護者等へ適切な情報提供を行い、障がいのある人たちが自立した生活を送れるよう支援します。

また、年代や属性にとらわれない、包括的な相談支援体制を構築するために、各相談支援機関等との有機的な連携体制作りを進めていきます。

（４）成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用及び法人後見の活動を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業（町長申立）	件／年	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 2 年度の数値は、9 月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

① 成年後見制度利用支援事業

知多半島 5 市 5 町により N P O 法人知多地域成年後見センターに委託し事業を行っています。見込量は過去の実績から数値を設定します。

② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見センターのサポーター養成事業を支援し、後見等の業務を行う体制を確保しています。

（５）意思疎通支援事業

事業名	事業の概要
手話通訳者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業を実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	件／年	33	53	55	60	60	60
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和 2 年度の数値は、9 月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

当事者の社会参加を推進していくことを踏まえ、数値を設定します。

(6) 日常生活用具給付等事業

事業名	事業の概要
日常生活用具給付等	日常生活上の便宜を図るため生活用具及び住宅改修費の給付を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護訓練支援用具	件／年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	3	4	4	4	4	4
在宅療養支援用具	件／年	12	6	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件／年	3	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	400	455	460	470	480	490
居宅生活動作補助用具	件／年	2	0	2	1	1	1

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

年度により数値にバラつきがあるため、今後の予測が困難ですが、過去の実績から見込量を設定しました。排泄管理支援用具については、対象となる障がいのある方が増加傾向にあることから、件数も増加を見込んでいます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	8	7	12	15	15	15

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

過去の実績から、養成研修の修了者数は横ばいを見込んでいます。

受講者の増加を目指すため、開講時間帯の変更や、近隣自治体との合同開催なども検討していきます。

(8) 移動支援事業

事業名	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対する外出支援を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	時間／月	205	208	129	210	210	210
	人／月	26	27	17	27	27	27

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、今後は徐々に利用が戻ると見込んでいます。

(9) 地域活動支援センター事業

事業名	事業の概要
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場を提供するとともに、生活訓練を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人／年	20	16	16	18	20	22

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、今後は徐々に利用が戻ることを見込み、数値を設定します。

(10) 日中一時支援事業

事業名	事業の概要
日中一時支援事業 (A型・B型)	日中において監護者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を提供します。(A型…18歳以上、B型…18歳未満・高校在籍まで)

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	人／年	6	6	4	5	5	4
	(A型)	4	4	3	4	4	4
	(B型)	2	2	1	1	1	0
	回／月	23	22	15	21	21	15
	(A型)	19	15	9	15	15	15
	(B型)	4	7	6	6	6	0

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用が落ち込みましたが、今後は徐々に利用が戻ると見込んでいることと、過去の実績を踏まえ、A型は横ばいを見込んでいます。またB型は、現在の利用者の実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

(11) 障がい者宿泊体験事業【新規事業】

事業名	事業の概要
障がい者宿泊体験事業	障がい者の自立意欲や生活能力の向上を図り、地域における自立した生活への移行が可能となるよう、一人暮らしに向けた宿泊体験のできる場所及び訓練の機会を提供します。

●利用実績と必要見込量

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者宿泊体験事業	人日／年	2	8	8	8
	人	4	6	8	10

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

※「人日／年」は年間の平均利用日数です。

《見込の考え方》

令和2年度からの新規事業となりますが、アンケート結果及び把握している利用意向等を勘案し、見込量を設定しました。

事業の実施に当たっては、事業者等へはたらきかけ、体験の場の確保に努めるとともに、阿久比町障がい者自立支援協議会において、事業検証等を行いながら、事業の実施方法等について随時見直しを図っていきます。

(12) 障がい者緊急一時保護事業【新規事業】

事業名	事業の概要
障がい者緊急一時保護事業	緊急一時的に自宅で過ごすことが困難となった障がい者の緊急かつ一時的な保護を行うための居室等を確保します。

《見込の考え方》

令和2年度からの新規事業となりますが、緊急時に速やかに対応できるよう、事業者等との連携に努めていきます。

事業の実施に当たっては、阿久比町障がい者自立支援協議会において、事業検証等を行いながら、事業の実施方法等について随時見直しを図っていきます。

(13) 訪問入浴サービス事業

事業名	事業の概要
訪問入浴サービス事業	身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣して、入浴の介護を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	人／年	2	3	3	4	4	4
	回／月	9	12	12	16	16	16

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

把握している新規利用意向を勘案し、令和3年度から1人増加として人数及び回数を設定します。

(14) 知的障害者職親委託事業

事業名	事業の概要
知的障害者職親委託事業	生活指導および就職に必要な技能習得訓練等を行います。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
知的障害者職親委託事業	人／月	1	1	1	1	1	1

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

第3章

《見込の考え方》

利用者数は実績を踏まえ、横ばいを見込んでいます。

(15) 自動車運転免許取得費、改造費助成事業

事業名	事業の概要
自動車運転免許取得費、改造費助成事業	就労等のため、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車免許証を取得した場合や自らが所有し、運転する自動車の改造が必要となった場合、その改造に要する経費の一部を助成します。

●利用実績と必要見込量

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自動車運転免許取得費助成事業	人／年	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	人／年	0	2	1	1	1	1

※令和2年度の数値は、9月末までの利用実績を基に算出しています。

《見込の考え方》

年度により数値にバラつきがあるため、今後の予測が困難ですが、今後の利用を見込み数値を設定します。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(18) 地域生活支援事業の見込量確保の方策

・・・各種サービスの見込量各所の方策について・・・

障がいのある人たちが地域で安心して生活するためには、福祉サービスの充実だけでなく、地域住民による、障がい及び障がいのある人たちへの理解が必要です。本町では現在行っている理解促進研修・啓発事業の取組みを継続しつつ、自立支援協議会の権利擁護部会における協議を通じ、障がいのある人たちへの理解促進に取り組んでいきます。

また、自発的活動支援事業により、障がいのある人たち及びその家族、地域住民等による自発的な取組みを支援するとともに、その活動のPRに取り組んでいきます。

相談支援事業は、地域に根ざした相談体制を今後も継続しながら、各種相談窓口と連携することにより、年代や属性にとらわれない、包括的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。

成年後見制度については、知多地域成年後見センターと連携しながら、制度の啓発や利用の支援をします。

意思疎通に支障がある人の社会参加が促進されるよう、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣と手話奉仕員養成研修を実施します。

日常生活用具給付等事業については、事業の対象となる人が適切に利用できるよう対応するとともに、障がいに関する法律や施策の改正等、障がいのある人たちを取り巻く環境の変化やニーズに合わせて、品目の追加や廃止についても検討します。

移動支援事業については事業所と連携しながらニーズに対し、適切にサービスが支給されるよう、必要量の確保に努めます。

地域活動支援センター事業については、利用者にとって安心できる居場所であり続けるための環境整備に努めます。

障がい者宿泊体験事業については、地域における自立した生活への移行に向け、希望する利用者へ宿泊体験の機会が提供できるよう、事業所と連携しながら体験の場の確保に努めます。

障がい者緊急一時保護事業については、本人、介護者等の緊急的な状況に速やかに対応できるよう、受入先事業所との連絡体制の構築に努めます。

訪問入浴サービス事業については、現利用者の声も聞きながら、適切に事業が実施されるよう努めます。

第4章 計画の推進に向けて



1 庁内連携体制の強化

本計画の推進には、障害福祉分野だけでなく、子育て、介護、保健、医療、教育、労働等、多様な分野との連携が必要となるため、阿久比町の関係各課をはじめ、関係機関と連携しながら計画を推進します。

2 自立支援協議会の活用

「阿久比町障がい者自立支援協議会」は、地域の障害福祉に携わる行政機関、事業所、当事者団体等の関係者で構成され、障がいのある人たちの自立支援や困難事例への対応等について協議しています。

この協議会の全体会、専門部会を活用し、地域における問題・課題について協議・検討及び情報の共有をしていきます。

3 国や県等の関係機関との連携

障がい者施策は国や県の制度に関わるものが多いことから、国や県、保健所、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら計画を推進していきます。

4 計画の進捗状況の点検・評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

本計画においては、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障害福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

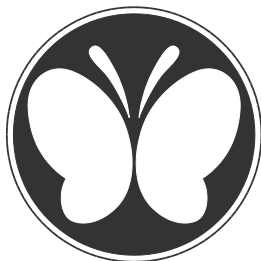
国の基本指針では、「①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。②障害福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻度で行うことが望ましい。」としています。

このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、障がい

者自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。

第4章



聴覚障害者標識

聴覚障がいのある人であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

資料編



1 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 阿久比町における障がい者の福祉の推進を図ることを目的とし、障害者基本法に基づく阿久比町障害者計画及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく阿久比町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、阿久比町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関する事項を審議するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 行政機関の関係者

（任期）

第4条 委員の任期は1年以内とし、障害者計画等の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が充たる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 2 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱(平成18年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 阿久比町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・団体名等	氏 名
識見を有する者	日本福祉大学	山口 みほ
	阿久比町障害者介護給付認定審査会	
	民生委員・児童委員協議会	大脇 清子
障がい者団体等の関係者	阿久比町身体障害者福祉会	池田 美典
	阿久比町手をつなぐ育成会	竹内 良美
	阿久比町精神障害者家族会	小戎 吉幸
障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者	阿久比町障がい者相談支援センター	増田 幸史
	知多地区聴覚障害者支援センター	島田 美和
	社会福祉法人 相和福祉会 ひらめき2%	穴戸 秀之
	阿久比町社会福祉協議会	大村 泰敬
住民の代表者	住民代表	竹内 伸全
行政機関の関係者	知多福祉相談センター	鬼頭 茉由
	愛知県半田保健所	山崎 千佳
	半田公共職業安定所	高橋 英数
	愛知県立半田特別支援学校	村松 加苗
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	鋤田 素羽

資料編

	所 属
町関係事務局	民生部
	民生部 住民福祉課
	民生部 子育て支援課
	民生部 健康介護課
	教育委員会
	社会福祉協議会



第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発 行：阿久比町 民生部住民福祉課

住 所：〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

T E L：(0569) 48-1111（代表）

F A X：(0569) 48-0229

E mail：fukushi@town.agui.lg.jp